

Ⅱ 質疑応答編

第 1 税制上の措置

1 大震災の被災者に対する税制上の措置

問 東日本大震災により資産に損害を受けた方に対する税制上の措置にはどのようなものがありますか。

(答)

東日本大震災(平成23年3月11日において発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。以下「大震災」といいます。)により資産に損害を受けた個人の方に対する税制上の措置の主なものは次のものがあります。

(1) 所得税の減免措置

イ 所得税の雑損控除及び災害減免法の税金の軽減免除の適用

詳細は、前記Ⅰ第1の1のとおりです。

ロ 震災特例法による大震災の被災者に係る税制上の特例措置の適用

震災特例法による被災者に係る所得税関係の特例措置には、以下のものがあります。

詳細は、前記Ⅰ第1の3のとおりです。

- ① 雑損控除の特例
- ② 雑損失の繰越控除の特例
- ③ 災害被災者に対する所得税の減免の特例
- ④ 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等
- ⑤ 純損失の繰越控除の特例
- ⑥ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例
- ⑦ 被災代替資産等の特別償却
- ⑧ 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

(2) 納税の猶予

詳細は、前記Ⅰ第3のとおりです。

(3) 申告・納付などの期限の延長

詳細は、前記Ⅰ第4のとおりです。

【法令等】

所法 72、震災特例法 2、前記Ⅰを引用したものについては引用元参照

2 申告期限の延長等

問 個人の納税者において期限が延長されるものにはどのようなものがありますか。

(答)

次のような期限が延長されます。

- (1) 所得税・消費税の申告(中間申告を含む。)及び納付期限
- (2) 予定納税の納付期限・減額承認申請期限
- (3) 法定調書の提出期限
- (4) 源泉所得税の納付期限
- (5) 青色申告承認申請書の提出期限
- (6) 更正の請求期限 など

【法令等】

通法 11

3 青色申告承認申請書の提出期限

問 平成 23 年分から青色申告をしようとする場合、青色申告承認申請書はいつまでに提出できますか。

(答)

青色申告をしようとする方は、開業等の場合を除き、青色申告を始めようとする年の 3 月 15 日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出することになっています。

ところで、大震災により、国税に関する申告・納付などの期限が地域指定又は個別指定により延長される場合には、この青色申告承認申請書の提出期限も同様に延長されることになります。

したがって、地域指定又は個別指定により延長された期限が、青色申告承認申請書の提出期限になります。

(注) 青色申告をする方は、日々の取引の状況を記録し、また、取引に伴って作成したり受け取ったりした書類を保存する必要があります。

【法令等】

通法 11、所法 144

4 指定地域外へ転出

問 大震災により住所地を含む地域が申告・納付等の期限の延長される地域として指定されましたが、現在は、転居をして、その指定地域外に居住しています。この場合、申告期限等の延長は受けられますか。

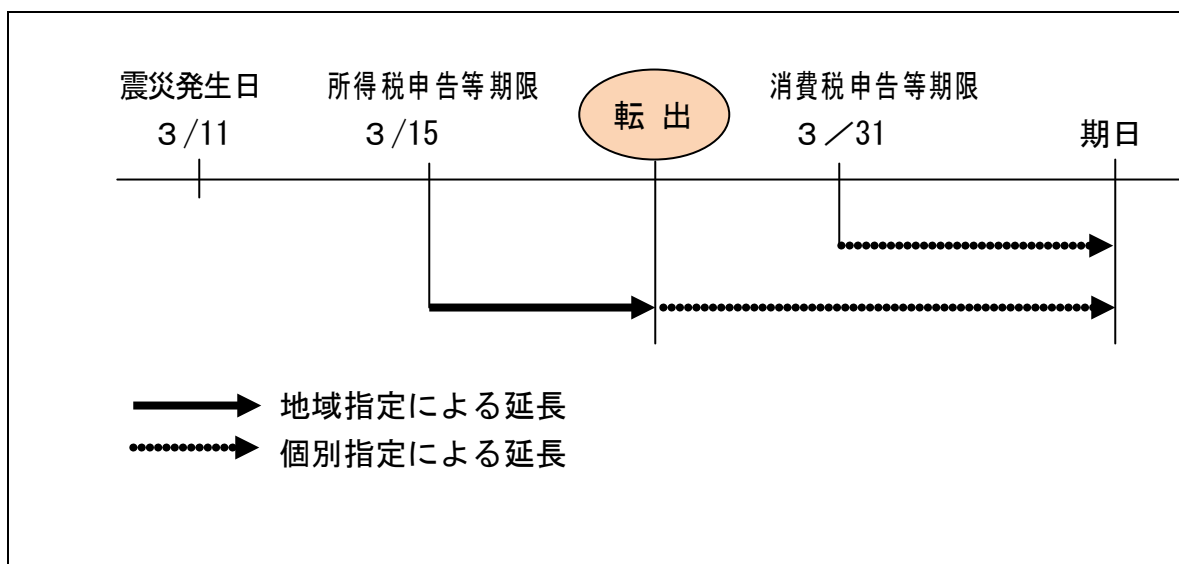
(答)

国税通則法に規定する地域指定により延長される申告・納付等の期限は、指定地域内に納税地がある国税に関するものに限られるため、例えば、納税者の方が指定地域外へ転出された場合には、転出後に到来する申告・納付等の期限については、地域指定による期限延長の適用はないことになります。

しかし、このような場合には、個別指定の申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

(注) 一時的に指定地域外に避難しているような場合には、引き続き指定地域に住所があるものと考えられます。

【指定地域内から指定地域外に納税地が異動した場合】



(注) 納税地が転出時点まで指定地域にあることから転出前に到来する期限は転出時点まで延長されますが、転出後に到来する期限は、国税庁告示でいう「指定地域に納税地を有する者に係るもの」に当たらないため、指定地域による期限延長の対象とはなりません。

5 申告期限の延長等(具体的な手続き)

問 個別指定の期限延長を受けたいのですが、具体的な手続きを教えてください。

(答)

納税地を管轄する税務署長に対し、「災害等のやんだ日」から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長等が指定した日(災害等のやんだ日から2か月以内)まで期限が延長されます。

(注) 所得税の申告等については、「所得税の申告等の期限延長申請書」を使用しても差し支えありません。

なお、申請書の提出に代えて、申告等を行う際に、「大震災により被害を受けたため、申告書の提出期限及び納付期限の延長を申請する。」旨を申告書に付記していただいても結構です。

【法令等】

通法 11、通令 3 ②

6 災害等のやんだ日

問 「災害等のやんだ日」とは、いつをいうのですか。

(答)

「災害等のやんだ日」とは、申請する方に特別な事情がある場合を除いて、客観的に見て、個別指定の期限延長の申請をした方が、税務上の申告・納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日となりますが、例えば、次のような日をいいます。

- (1) 災害により直接被災した場合には、災害が引き続き発生するおそれなくなり、その復旧に着手できる状態になった日
- (2) 交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日

【法令等】

通法 11

7 所得税法の雑損控除と災害減免法の税金の軽減免除の比較

問 所得税法における雑損控除と災害減免法による税金の軽減免除措置はどちらを選択することが有利ですか。

(答)

各制度の詳細は、前記Ⅰ第1の1のとおりです。

所得税法における雑損控除と災害減免法による税金の軽減免除措置の各制度について、いずれを選択し適用することが有利であるかは、被災された方の所得の状況や損失の状況等により異なります。

【法令等】

所法 72、災免法 2

第2 雑損控除(共通)

1 雑損控除の対象となる資産

問 どのような資産について災害により損害を受けた場合に雑損控除の対象となりますか。
--

(答)

1 雑損控除の対象となる資産は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する生活に通常必要な資産です。

生活に通常必要な資産とは、例えば、次に掲げる資産をいいます。

- (1) 住宅(次の2(2)に該当するものを除きます。)
- (2) 家財(家具、什器、衣服、書籍、暖房装置などで、下の2(3)に該当するものを除きます。)
- (3) 車両(専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合的に勘案して、生活に通常必要な資産と認められるものに限ります。)

2 なお、次に掲げる資産(生活に通常必要でない資産及び被災事業用資産)は、この対象から除かれています。

- (1) 競走馬(その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除きます。)その他射こう的行為の手段となる動産
- (2) 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- (3) 生活の用に供する動産でその譲渡等による所得が非課税とされないもの
(注) 生活の用に供する動産でその譲渡等による所得が非課税とされないものとは、生活に通常必要でない動産のほか、生活に通常必要な動産のうち1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう及び美術工芸品をいいます。
- (4) 棚卸資産
- (5) 事業の用に供される固定資産
- (6) 繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分
- (7) 山林

【法令等】

所法 51①③、70③、72①、所令 25、140、178①一、二、三、所基通 72-1

2 雑損控除の対象となる資産(現金)

問 津波により現金が流出しましたが、雑損控除の対象となりますか。

(答)

雑損控除の適用対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。

現金は、一般的に、生活に通常必要な資産に該当することから、その損失額は雑損控除の対象となる資産に該当します。

なお、客観的にみてその現金が事業用の現金であることが明らかである場合には、事業所得の金額の計算上必要経費に算入されます。

【法令等】

所法 51、72①

3 雑損控除の対象となる資産(自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅)

問 私と生計を一にする親族が所有する住宅について大震災により生じた損失の金額は、雑損控除の対象となりますか。

(答)

雑損控除の対象となる資産には、自己と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年分の総所得金額等が 38 万円以下の方が所有する資産も含まれます。

(注) 大震災により生じた損失の額を平成 22 年に生じたものとして雑損控除を受ける場合の対象となる親族は、平成 22 年の総所得金額等が 38 万円以下の方となります。

【法令等】

所法 72、震災特例令 2 ①

4 雑損控除の対象となる資産(車両)

問 車両について津波により生じた損失の金額は、雑損控除の対象となりますか。

(答)

雑損控除の適用対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。通勤等に使用する自家用車については、一般的に、生活に通常必要な資産に該当することから、その自家用車の損失の金額は雑損控除の対象となります。

自家用車が、生活に通常必要である資産に当たるかどうかの判断は、その保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

したがって、専ら趣味娯楽のために所有する自動車は、生活に通常必要な資産として認められませんので、その損失の金額は雑損控除の対象となりません。

また、事業の用に供していた車両について生じた損失の金額は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することになりますので、雑損控除の対象とはなりません。

【法令等】

所法 51、72

5 雑損控除の対象となる資産(別荘)

問 別荘について津波により生じた損失の金額は、雑損控除の対象となりますか。

(答)

雑損控除の対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。

別荘は、生活に通常必要でない資産であることから、その金額は雑損控除の対象とはなりません。

なお、生活に通常必要でない資産について災害により受けた損失の金額は、その損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除することができますが、土地建物等や株式等の分離課税の譲渡所得からは控除できません。

【法令等】

所法 62、72、所令 178

○ 棚卸資産・事業用固定資産を除く資産に係る損失について

資 産 区 分				具 体 例 等	雑損控除
不 動 産	居住の用に供する不動産			住宅、その住宅の敷地	○
	主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産			別荘等 (所令 178①二)	× (※2)
	業務の用に供する不動産			貸家、その貸家の敷地	○ (※1)
動 産	生活の用に供する動産	生活に通常必要な動産	生活用動産	家具、什器、衣服、1個又は1組の価額が30万円以下の貴金属、美術品等 (所法 9①九、所令 25)	○
			その他	1個又は1組の価額が30万円超の貴金属、美術品等 (所令 25、178①三)	× (※2)
	生活の用以外の動産	生活に通常必要でない動産		主にレジャー用の車 (所令 178①三)	× (※2)
		競走馬その他射こう的行為の手段となる動産		競走馬 (所令 178①一)	× (※2)

※1 業務用資産(事業用を除きます。)に係る損失は、不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入することもできます(所法 51④)。

※2 災害等による損失は、その年分又はその翌年分の総合課税の譲渡所得の金額から控除することになります(所法 62)が、土地建物等や株式等の分離課税の譲渡所得からは控除できません。

6 雑損控除の対象となる資産(店舗併用住宅)

問 店舗併用住宅(1階店舗・2階住宅)について、大震災により生じた損失の金額は、雑損控除の対象となりますか。

(答)

雑損控除の対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。

ご質問の店舗併用住宅の場合、住宅は生活に通常必要な資産であることから、住宅部分に係る損失の金額については、雑損控除の対象となります。

店舗は事業用の固定資産であることから、店舗部分に係る損失は事業所得の金額の計算上必要経費に算入することになりますので、雑損控除の対象とはなりません。

【法令等】

所法 51①、72①

7 雑損控除の対象となる資産(住宅用土地)

問 津波により、住宅が流出するとともに、その敷地(宅地)に泥が滞留しました。滞留した泥を除去する費用は、雑損控除の対象となりますか。

(答)

雑損控除の対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。

住宅の敷地である宅地は、生活に通常必要な資産に該当することから、その損失額は、雑損控除の対象となります。

雑損控除の対象となる損失額には、災害のやんだ日の翌日から1年以内にした次の災害関連支出も含まれますので、ご質問の泥を除去するための費用は、雑損控除の対象となります。

① 再び宅地として使用するために、滞留した泥を除去するための支出

② 宅地としての原状回復のための支出

(注) 大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、その災害のやんだ日から1年を超え同日から3年を経過した日の前日までに支出したものは、災害関連支出として雑損控除の対象となります。なお、東日本大震災は、大規模な災害の場合に該当します。

【法令等】

所法 72、所令 206①、災免法 2

平成 23 年 12 月 27 日改訂

8 雑損控除の対象となる資産(住宅用土地の評価損)

問 津波被害により宅地の評価額が下落しました。この宅地について生じた評価損の雑損控除の対象となりますか。

(答)

雑損控除の対象は、生活に通常必要な資産ですので、宅地もその対象となります。

雑損控除の対象となる損害の金額とは、物理的被害が生じその損失が実現している場合における損失の金額と解されています。したがって、例えば、災害により土地の立地条件が変化したことによりその土地の評価額が下落した場合の評価額の損失については、その下落した時点では未実現の損失であることから、雑損控除の対象となる損失の金額には含まれません。

大震災により被害を受けた宅地に関しては、例えば、大震災の影響で地盤沈下したことから、宅地であった土地が海面下のまま原状回復できないことが確定するなど、土地の価値が失われた(滅失した)ときの損失の金額は、雑損控除の対象となります。

【法令等】

所法 62①、70③、72①、所令 206③

9 雑損控除の対象となる資産(業務の用に供する貸付不動産)

問 アパート1棟を貸し付けて不動産収入を得ていましたが、大震災によりその一部が損壊しました。この場合、このアパートについて生じた損失は雑損控除の対象となりますか。

(答)

不動産所得を生ずべき「事業」とはいえない「業務」の用に供される貸付不動産について、災害による損失が生じた場合には、その損失額は雑損控除の対象となりますが、その損失額の全てを不動産所得の金額の計算上の必要経費に算入することも認められます。

したがって、事業以外の業務の用に供される資産(以下「業務用資産」といいます。)の損失については、

- ① 雑損控除額の計算の基礎となる損失の金額は時価で計算した金額であること
- ② 雑損控除額の計算上、所得金額の合計額の10%相当額などの適用下限額があること
- ③ 不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される損失の金額は、取得費等を基礎として計算し、不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度とすること

などを考慮し、雑損控除を適用するか不動産所得の金額の計算上必要経費に算入するかについて、いずれか有利な方を選択することができます。

業務用資産の資産本体の損失金額を不動産所得の金額の計算上必要経費に算入している場合には、原状回復費用(資本的支出部分を除きます。)も必要経費に算入することになり、雑損控除の適用を受けている場合には、災害関連支出の金額も雑損控除の対象とされることとなります。したがって、その後に支出するアパートに係る修繕費の金額は、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することはできません。

また、雑損控除の適用を受ける場合は、住宅について、損失額の合理的な計算方法による計算が認められていることから、住宅用に貸し付けられているアパートの損失額についても損失額の合理的な計算方法により計算して差し支えありません。ただし、業務用資産であることから、損失額の合理的な計算方法の減価償却費の計算における耐用年数については、通常の耐用年数となります。

(注) アパートの貸付けが事業的な規模により行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかにより判定しますが、その判定が困難な場合は、おおむね10室貸し付けている場合は事業的な規模の貸付けと考えます。

【法令等】

所法 51④、72、所基通 26－9

平成23年12月27日改訂

10 適用対象者（非居住者）

問 雑損控除は、非居住者にも適用がありますか。

（答）

所得税法では、「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続き 1 年以上「居所」を有する個人をいい、居住者以外の個人を「非居住者」といいます。

総合課税の対象となる国内源泉所得を有する非居住者については、国内にある資産について生じた損失について雑損控除の対象となります。したがって、大震災によりその者の生活に通常必要な資産につき生じた損失の金額は、雑損控除の対象となります。

【法令等】

所法 165、所令 292①十六

11 災害関連支出の意義

問 災害関連支出の金額とは、どのような支出をいいますか。

（答）

災害関連支出とは、次のようなものをいいます。

- (1) 災害により滅失又は損壊した住宅や家財などの取壊し又は除去するための費用
 - (2) 被災資産を使用できるようにするために、その災害がやんだ日の翌日から 1 年を経過する日までに支出した次のようなもの
 - ① 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ② 原状回復のための支出（被災資産の損失の金額に相当する部分を除きます。）
 - ③ 損壊防止のための支出
- （注） 大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、その災害のやんだ日から 1 年を超え同日から 3 年を経過した日の前日までに支出したものは、災害関連支出として雑損控除の対象となります。なお、東日本大震災は、大規模な災害の場合に該当します。
- (3) 災害により住宅などに現に被害が生じ、その被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出 等

【法令等】

所法 72①一、所令 206①②、所基通 72－6

平成 23 年 12 月 27 日改訂

12 災害関連支出(住宅の修繕費用)

問 住宅の一部が大震災により被害を受けたため修繕を行いました。
この費用は、雑損控除の対象となりますか。

(答)

住宅は、生活に通常必要な資産であることから、その損失の金額は雑損控除の対象となります。

原状回復のための支出も災害関連支出として損失の金額に含まれますので、大震災により被害を受けた住宅等について行う原状回復のための修繕費用は雑損控除の対象となります。

なお、大震災により被害を受けた住宅等の修繕費用のうち、被災直前よりその資産の価値を高め、その耐久性を増すための支出(「資本的支出」といいます。)と認められる部分については、雑損控除の対象となる損失の金額には含まれません。

原状回復部分と資本的支出部分との区分が困難な部分がある場合、その金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額(70%に相当する金額)を資本的支出の部分の額とすることができます。

(注) これにより計算された原状回復のための支出の部分の額のうち、損壊した資産の損失の金額に相当する部分は災害関連支出に含まれません。

【法令等】

所令 206、所基通 72-3

【計算例】

被災直前の時価 : 100(A)

被災直後の時価 : 60(B)

雑損控除の対象となる損失額 $100(A) - 60(B) = \underline{40}$

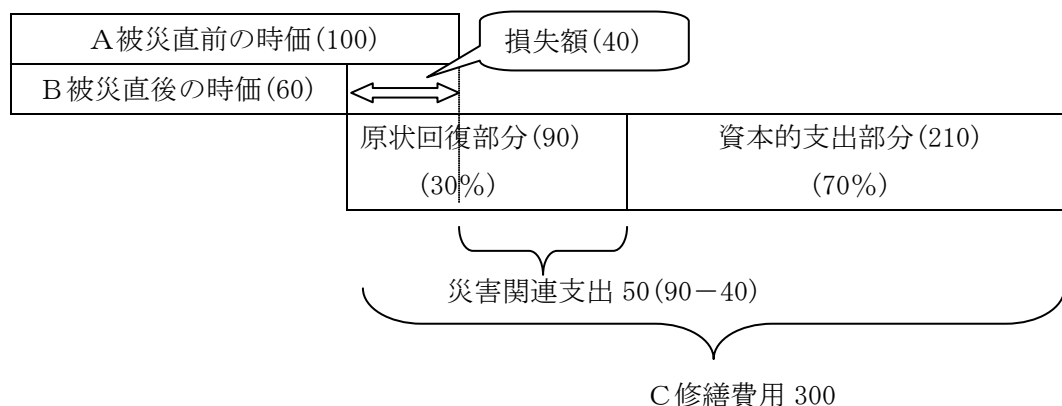
住宅等の修繕のための費用

(原状回復部分と資本的支出部分との区分困難) : 300(C)

原状回復のための支出の部分の額 $300(C) \times 30\% = 90$

資本的支出のための部分の額 $300(C) \times 70\% = 210$

雑損控除の対象となる損失額 : 90



13 災害関連支出(修繕費の区分)

問 住宅の瓦屋根が大震災により被害を受けたため修繕を行いました。

この修繕においては、瓦屋根の葺き替えのほか、壁についてもより強度のあるものに取り替えるなどの工事も併せて行いました。これらの費用について、原状回復のための支出の部分の額と資本的支出の部分の額に区分できない場合の取扱いはどうようになりますか。

(答)

- 1 大震災により損壊した資産について支出する金額のうち、次に掲げる金額は資本的支出として、その資産の取得価額に加算され、その他の金額については原状回復のための支出として雑損控除の対象となります。
 - ① その支出により、その資産の取得の時ににおいてその資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
 - ② その支出により、その資産の取得の時ににおいてその資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおけるその資産の価額を増加させる部分に対応する金額
- 2 大震災により損壊した資産について支出した金額で、その金額のうち上記の資本的支出の部分の額を区分することが困難なものについては、その金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額(70%に相当する額)を資本的支出の部分の額とすることができます。

(注) 上記により計算された原状回復のための支出の部分の額のうち、損壊した資産の損失の金額に相当する部分は災害関連支出に含まれません(前問参照)。

【法令等】

所法 72、所令 181、206①二ロかつこ書、所基通 72-3

14 災害関連支出(損失額の合理的な計算方法による計算の取扱い)

問 損失額の合理的な計算方法により損失額を計算している場合において、その被災資産の修繕費(原状回復費用)を支出しましたが、支出した修繕費の全額が、災害関連支出として雑損控除の対象となりますか。

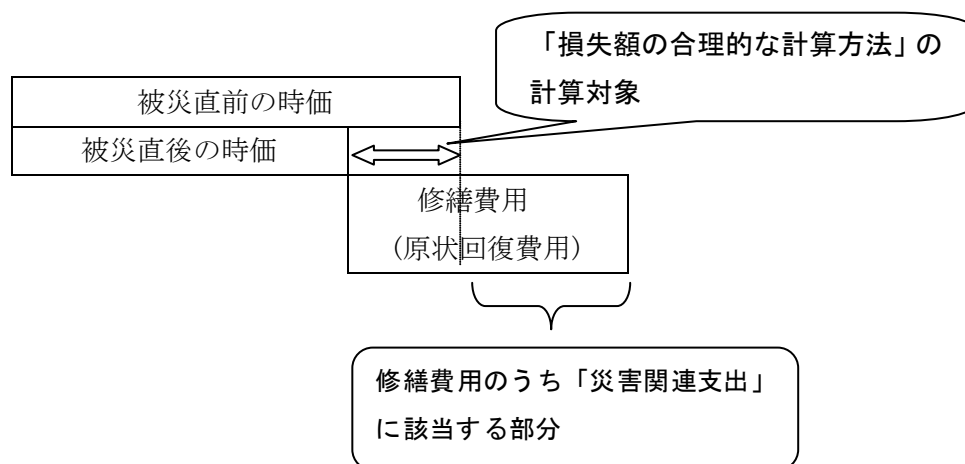
(答)

雑損控除の対象となる損失額は、その被災直前の価額を基に計算した被災資産の損失額に災害関連支出を加算した金額です。

また、原状回復費用は災害関連支出となりますが、その費用の額のうちその損失額に相当する部分を除くこととされています。

雑損控除の対象となる資産について合理的な計算方法により計算される損失額は、その被災直前のその資産の価額を基礎として計算した損失額に相当する部分となります。

したがって、修繕費(原状回復費用)のうち、損失額の合理的な計算方法で計算された損失額を上回る部分の金額が、雑損控除の対象となる災害関連支出となります。



【法令等】

所令 206

平成 23 年 5 月 13 日改訂

15 災害関連支出(墓石等の復旧費用)

問 墓石が大震災により倒れたことから、元に戻すための修繕を行いました。これに要した費用は、雑損控除の対象となりますか。

(答)

墓石については、生活に通常必要な資産と解されることから、大震災により倒れた墓石の原状回復費用は、雑損控除の対象となります。

【法令等】

所法 72、所令 206

16 災害関連支出(住宅の取壊し費用・地盛り費用・住宅の建設費用)

問 大震災により宅地が沈下し住宅が倒壊したため、その倒壊した住宅を取り壊すとともに、宅地について土盛りし原状回復した上で、住宅を新築しました。
この場合、雑損控除の取扱いはどうなりますか。

(答)

ご質問の場合の雑損控除の取扱いについては、次のようになります。

- ① 住宅の損壊については、その住宅の被災直前の時価と被災直後の時価との差額を住宅本体の損失額として雑損控除の計算をします。

(注) 住宅が倒壊していることから、損失額を計算することが困難な場合には、損失額の合理的な計算方法によって損失額を計算することができます。

また、大震災により滅失した住宅、家財を除去するための費用を支出した場合には、その支出は災害関連支出に該当し、雑損控除の対象となります。

- ② 宅地の地盤の沈下については、その宅地の被災直前の時価と被災直後の時価との差額が宅地本体の損失額として雑損控除の対象となります。この場合、沈下した宅地について土盛りをするなど被災直前の状態に戻すために要する費用の額をもって宅地の損失額として差し支えありません。また、沈下した宅地について土盛りをするなど被災直前の状態に戻すために、実際に原状回復のための支出をした場合には、その支出をした日の属する年分において、その支出をした金額から前記の宅地の損失額とした金額を控除した金額が、宅地に係る災害関連支出の金額として雑損控除の対象となります。

なお、宅地本体の損失額を雑損控除の対象とすることに代えて、沈下した宅地に係る原状回復のための支出をした金額について、その支出をした日の属する年分において、その支出した金額の全額を、宅地に係る災害関連支出の金額として雑損控除の計算をしても差し支えありません。

(注) 大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、その災害のやんだ日から3年を経過した日の前日までに支出したものは、災害関連支出として雑損控除の対象となります。なお、東日本大震災は、大規模な災害の場合に該当します。

- ③ 住宅の新築費用は、雑損控除の対象とはなりません。

【法令等】

所法 72、所令 206、所基通 70－6、72－6

平成 23 年 12 月 27 日改訂

17 災害関連支出（液状化による損失の原状回復費用）

問 大震災により宅地が液状化したことから、原状回復措置として土を盛り固めるとともに地盤の強化工事を行いました。

この費用は雑損控除の対象となりますか。

なお、住宅については主要構造部分の被害は小規模なものでしたが、相当な修繕費の支出を要する被害でした。

(答)

宅地は生活に通常必要な資産であることから、大震災により損害を受けたときは、その損失額は雑損控除の対象となります。

宅地の損失額については、その宅地の被災直前の時価と被災直後の時価との差額となります。この場合、液状化した土を盛り固めるとともに地盤の強化を行うなど被災直前の状態に戻すために要する費用の額をもって宅地の損失額として差し支えありません。また、液状化した土を盛り固めるとともに地盤の強化を行うなど被災直前の状態にもどすために、実際に原状回復のための支出をした場合には、その支出をした日の属する年分において、その支出をした金額から前記の宅地の損失額とした金額を控除した金額が、宅地に係る災害関連支出として雑損控除の対象となります。

なお、宅地本体の損失額を雑損控除の対象とすることに代えて、液状化した宅地に係る原状回復のための支出をした金額について、その支出をした日の属する年分において、その支出した金額の全額を、宅地に係る災害関連支出の金額として雑損控除の計算をしても差し支えありません。

(注) 大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、その災害のやんだ日から3年を経過した日の前日までに支出したものは、災害関連支出として雑損控除の対象となります。なお、東日本大震災は、大規模な災害の場合に該当します。

また、家屋の損失額については、その家屋の被災直前の時価と被災直後の時価との差額となりますが、住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達していないものの相当の復旧費用を要する被害を受けたような場合で、損失額を計算することが困難なときには、損失額の合理的な計算方法によって損失額を計算することができます。

【法令等】

所法 72、所令 206

平成 23 年 12 月 27 日改訂

18 災害関連支出(家財の搬出費用・アパートの家賃)

問 被災した住宅の修繕に時間がかかるため、一時的にアパートを賃借し、使用可能な家財を移しました。

この場合の、アパートの家賃及び家財の搬出費用は、災害関連支出として雑損控除の対象になりますか。

(答)

被災直後の状態では住宅が倒壊等するおそれがあり、それに伴い家財に被害を受ける可能性が高い場合に、家財の被害の拡大又は発生を防止するための緊急に必要な措置を講ずる支出と認められる場合の家財の搬出費用は、雑損控除の対象となる災害関連支出となります。

ただし、ご質問の家賃や搬出費用はこれに該当しないことから、雑損控除の対象になりません。

【法令等】

所令 206

19 災害関連支出(宿泊費用)

問 大震災により交通手段が遮断され、自宅から勤務先に通勤することができなくなったため、会社近くのホテルを一時利用しました。

この宿泊費用は雑損控除の対象となりますか。

(答)

ホテルの宿泊費用は、雑損控除の対象になりません。

【法令等】

所令 206

20 災害関連支出(青空駐車場の土盛り費用)

問 事業的な規模に至らない規模の貸付けをしていた青空駐車場について、大震災により被害を受けたため土盛り費用を支出しました。
この場合、雑損控除は受けられますか。

(答)

事業的な規模に至らない規模の土地の貸付けに係る不動産所得の基因となる資産(生活に通常必要でない資産を除きます。)について、大震災により損害を受けた場合の損失額は、①雑損控除の対象とするか、②不動産所得の金額の計算上必要経費にするか、いずれか有利な方を選択できます。

(注) 駐車場の貸付けが事業的な規模により行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかにより判定しますが、その判定が困難な場合は、おおむね 50 台貸し付けている場合は事業的な規模の貸付けと考えます。この場合、同一の賃借人に対し駐車場を 2 以上貸し付けているときは、1 台分として判定します。

【法令等】

所法 51④、72①、所基通 26－9、72－1

21 損害を補てんする保険金等の範囲

問 損失額の計算において差し引くこととされている、損害を補てんするための保険金や損害賠償金等とは、どのようなものをいいますか。

(答)

雑損控除の計算における損失の金額は、保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とされています。

具体的には、次のような保険金や損害賠償金などがこれに当たります。

- ① 損害保険契約又は火災保険契約に基づき被災者が支払を受ける保険金、共済金、見舞金
- ② 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金
- ③ 資産の損失により支払を受ける損害賠償金

(注) 被災者が受けた見舞金等は、一般的には非課税とされています。

また、支払を受けた保険金等の額が損害額を超える場合のその超える部分の金額についても、非課税とされています。

【法令等】

所法 9 ①十六、十七、72①、所令 30、所基通 9－23、51－6、72－6、相基通 21 の 3－9

22 保険金等の金額が確定していない場合

問 確定申告書等を提出する時点で、損失額の計算において差し引くこととされている保険金等の額が確定していない場合、損失額はどのように計算しますか。
--

(答)

雑損控除の計算における損失の金額は、保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とされています。

雑損控除を受けようとする年分の確定申告書等を提出する時までに保険金等の額が確定していない場合には、その受け取ることとなる保険金等の額を見積もり、その見積額を差し引いて損失額を計算することとなります。

なお、その見積額が、後日確定した保険金等の額と異なることとなったときは、さかのぼって損失額を訂正することとなります。

【法令等】

所法 72、所基通 51－7、72－6

22－2 被災直前の時価

問 自宅のテレビが大震災により倒れ、修復しても使用できないこととなりました。
幸いこの他に被害はありませんでしたが、この場合の損失額はどのように計算しますか。

(答)

雑損控除の対象となる住宅家財等の損失額は、その損失が生じた時の直前におけるその資産の時価を基に計算することになっています。

被災直前の時価が明らかでない場合には、その資産と同一の新品資産を購入すると仮定した場合の取得価額(再取得価額)から、その時までの減価償却の額の合計額を控除した額を被災直前の時価とすることができます。

【法令等】

所令 206③

平成 23 年 5 月 16 日追加

22-3 本体損失と災害関連支出の区分(屋根瓦の一部が落下した場合(住宅本体について大きな損害がなかった場合))

問 大震災により自宅の屋根瓦の一部が落下したため、その落下した部分の修繕を行いました。屋根の落下以外に建物に大きな損壊はありませんが、雑損控除の計算はどのようなになりますか。

(答)

雑損控除の対象となる損失額は被災直前の時価から被災直後の時価を差し引いた額とされています。

一方、住宅等の損壊した部分について、原状回復のための支出をした場合には、災害関連支出として雑損控除の対象となります。この場合の災害関連支出については、原状回復のために支出した金額のうち、住宅等の損失額を超える部分の金額となります。

屋根瓦の一部が損壊した場合で、住宅自体に他に大きな被害がなく、住宅本体の損失額がきん少であると認められるときは、原状回復のために支出した額(災害関連支出の額)をもって雑損控除を適用して差し支えありません。

(注) 上記の場合に、原状回復のための支出額を住宅本体の損失として雑損控除を適用しても差し支えありません。

【法令等】

所法 72①、所令 206①二ロ、③

平成 23 年 5 月 16 日追加

22－4 本体損失と災害関連支出の区分(屋根瓦の大半が落下した場合(住宅本体について大きな損害があった場合))

問 大震災により住宅の外壁に亀裂が生じたほか、自宅の屋根瓦の大半が落下しました。この場合、雑損控除の計算はどのようになりますか。

(答)

雑損控除の対象となる損失額は、被災直前の時価から被災直後の時価を差し引いた額とされています。

一方、住宅等の損壊した部分について、原状回復のための支出をした場合には、災害関連支出として雑損控除の対象となります。この場合の災害関連支出については、原状回復のための支出のうち、住宅等の損失額を超える部分の金額となります。

ご質問の場合、外壁に亀裂が生ずるほか、屋根瓦の大半が落下するなど、住宅本体に甚大な損害が生じていることから、家屋の損失額について、屋根瓦を含めて損失額の合理的な計算方法により計算することができます。

なお、その損害に係る原状回復のための支出をした場合、その支出額がその損失額の合理的な計算方法により計算した損失額を超える場合には、その超える部分の金額が災害関連支出として雑損控除の対象になります。

【法令等】

所法 72①、所令 206①二ロ、③

平成 23 年 5 月 16 日追加

23 「り災証明書」の必要性

問 雑損控除による還付申告書を提出するに当たって、「り災証明書」のような被害を証明する書類の提出は必要ですか。

(答)

「り災証明書」は、大震災により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、り災害原因や、全壊や半壊などの家屋についての被害状況等が表示されていることから、損失額の合理的な計算方法の被害割合を判定する際の目安になるものです。

したがって、税務署では、申告書等を提出する際に「り災証明書」(コピーでも可)を添付していただくか、又は提示していただくよう、お願いしているところです。

しかし、津波による被害を受け、その方の住所地などから地域全域の建物等が全壊するなどその被害の規模や状況が明らかな場合にはご提示いただかなくても差し支えありません。

また、個々の事情により証明書を添付又は提示ができない場合には、被害の実情を十分お聞きした上で被害状況を判断することとしています。

(注) り災証明書に記載される被害の程度(証明内容)と損失額の合理的な計算方法における「被害区分」は一致するものではないことに留意が必要です。

例えば、液状化被害の認定は、一般的に家屋の傾斜や基礎等の地盤面下への潜り込みの状況を基に行われますが、家屋に係る損失額の合理的な計算方法は、その家屋の主要構造部に損壊がある場合に利用できます。また、この計算における被害区分の判定においても、その被害の状況を十分お聴きして判断することになります。

平成 23 年 5 月 27 日改訂

24 家財のみに被害を受けた場合の「り災証明書」

問 被害割合を決めるのに「り災証明書」を参考にするとのことですが、家財のみの被害については「り災証明書」が発行されません。

この場合、「り災証明書」に代わって被害の状況を証明するものが必要となりますか。

(答)

「り災証明書」は、住宅に被害を受けた場合に交付されるものであることから、家財の被害の状況については、「被害を受けた家財の明細書」等を基に損失額を算定することとしています。

なお、賃貸住宅に居住していた方で、その住宅が被災し、家財について被害を受けた場合には、その住宅を所有していた場合と同様の方法により、家財の損失額を計算することとなります。そのため税務署では、家主からその賃貸住宅の「り災証明書」のコピーを入手するようお願いしているところです。

第3 雑損控除における損失額の合理的な計算方法

1 損失額の合理的な計算方法(適用対象)

問 大震災に伴う被災資産の損失額について、個別に被災直前・直後の時価を計算することが困難な場合、その損失額は、どのように計算すればよいでしょうか。

(答)

生活に通常必要な資産について、大震災により被害を受けた場合の損失額は、その損失が生じた時の直前におけるその資産の時価を基礎として計算することとされています。

しかし、大震災により被害を受けた生活に通常必要な資産のうち、住宅、家財及び車両について、個々に損失額を計算することが困難な場合には、損失額の合理的な計算方法で計算してよいこととして取り扱っています。

ただし、損失額の合理的な計算方法によることが実態にそぐわない場合には、被害を受けた個々の資産について個別に計算を行うこととなります。

【法令等】

所法 72①、所令 206③

2 損失額の合理的な計算方法(概要)

問 住宅や家財の損失額の計算について、個々に計算することが困難な場合の具体的な計算方法はどのようになりますか。

(答)

生活に通常必要な資産で大震災により被害を受けたもののうち、住宅、家財及び車両について損失額を個々に計算することが困難な場合には、損失額の合理的な計算方法により計算してよいこととして取り扱っています。

具体的な計算は、第Ⅰ編、第1の「4 雑損控除の対象となる資産及び損失額の計算」を参照してください。

【法令等】

所法 72①、所令 206③

3 1㎡当たりの工事費用の補正適用

問 実際の1㎡当たりの工事費用が、「地域別・構造別の工事費用表」に掲げる1㎡当たりの単価を相当超えるような場合、実際の1㎡当たりの工事費用を基に損失額の合理的な計算方法に準じて損失額を計算してよいでしょうか。

(答)

損失額の合理的な計算方法においては、1㎡当たりの時価額(Ⅲ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表」)の補正は予定していません。

したがって、損失額の合理的な計算方法により計算した損失額が、納税者の被害の実情にそぐわない場合には、損失額の合理的な計算方法を適用せず、個別に損失額を計算することとなります。

(注) 別表1「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

4 住宅の構造が2種類以上である場合

問 今回の大震災により、1階が鉄骨・鉄筋コンクリート、2階、3階が木造の家屋が全壊した。「地域別・構造別の工事費用表」を基に損害額を計算する場合、どの構造区分を基にすればよいか。

(答)

住宅の延床面積を構造別に区分し、最も多くの面積を占める部分の構造をもって建物の構造としてⅢ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」を適用します。

5 住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方(1)

問 損失額の合理的な計算方法により住宅の損失額を計算する場合において、住宅の取得価額の計算の基となる住宅の総床面積を確認するには、登記事項証明書又は売買契約書によることとなりますが、その書類が大震災により消失したため所持していない場合どうしたらよいでしょうか。

(答)

損失額の合理的な計算方法により住宅の損失額を計算する場合には、登記事項証明書や売買契約書等から住宅の総床面積を明らかにする必要があります。

しかしながら、大震災により登記事項証明書等を消失し、再度その入手をすることが困難な状況にある場合には、敷地面積や部屋の間取り、間口、奥行き等から、総床面積を推計して差し支えありません。

6 住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方(2)

問 損失額の合理的な計算方法により住宅の損失額を計算する場合において、住宅の取得価額の基となる住宅の総床面積には、別棟である車庫及び物置の床面積は含めてよいのでしょうか。

(答)

総床面積の計算に当たっては、別棟である車庫及び物置(簡易な車庫及び物置を除きます。)の床面積を含めたところで損失額の合理的な計算方法を適用して差し支えありません。

7 門及び塀の損壊による損失額

問 門及び塀の損壊による損失額は、修繕費の見積額を損失額の合理的な計算方法により計算し、住宅の損失額に加算してよいのでしょうか。

(答)

門及び塀の損失額については、その個別に計算した金額を、損失額の合理的な計算方法により計算した住宅の損失額に加算することになります。

8 被害割合の適用(主要構造部の範囲)

問 別表2の「被害割合表」の「建物の主要構造部」とは、どのようなものをいいますか。

(答)

主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、廻り舞台の床、最下階の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとされています。

具体的には、木造住宅の場合は、軸組(柱、壁、はり)、基礎、屋根、外壁等をいいます。

また、マンション(区分所有建物)の場合は、柱、床(最下階部分を除く)、構造上重要な戸塀、はり、屋根又は階段等をいいます。

【法令等】

建築基準法25

9 住宅の被害が軽微であった場合の家財の損失額の計算

問 大震災による住宅の被害は窓ガラスが割れるなど軽微なものでしたが、家財については後日激しい風雨にさらされ相当の被害を受けました。この場合、家財については損失額の合理的な計算方法により計算してよいのでしょうか。

(答)

今回の大震災による損失額の合理的な計算方法は、建物の主要構造部に被害を受け、それを放置しておくと住宅としての使用が困難となる場合について適用しますので、主要構造部について損害を受けていない場合には、損失額の合理的な計算方法によることなく個別に計算することとなります。

ご質問の場合、住宅の被害の程度にもよりますが、住宅の被害がごく軽微な場合には、住宅及び家財について損失額の合理的な計算方法により計算することは適当ではありません。

そのため、この場合の家財については、個別に計算することとなります。

10 マンションの被害に対する考え方

問 マンションの被害に対する合理的な計算の適用範囲等はどうになりますか。

(答)

今回の大震災による損失額の合理的な計算方法は、建物の主要構造部に被害を受け、それを放置しておく住宅として使用が困難となる場合について適用しますので、主要構造部について被害を受けていない場合には、損失額の合理的な計算方法によることなく個別に計算することとなります。

マンション(区分所有建物)の場合には、その主要構造部(構造体である柱、壁(構造上重要でない間仕切壁を除く)、床(最下階の床を除く)、はり、屋根又は階段等)について、ひび割れ、亀裂等の被害を受け、それを放置しておく住宅としての使用が困難となるときに合理的な計算方法を適用することになります。

なお、マンションのような区分所有建物については、各個人の専用部分ごとに判断するのではなく、建物全体として被害の状況及び被害割合を判定します。

また、エレベーターや貯水槽、ベランダ、エントランスホールのタイル、ガラス等の共用部分について被害を受けた場合、その損失額は、損失額の合理的な計算方法によらずに個別に計算します。この場合、その原状回復のための費用のうち入居者が負担する部分の金額については、それぞれの入居者の方の雑損控除の対象となります。

11 共用部分の修繕費を「修繕積立金」から支払った場合の取扱い

問 マンションの専有部分に損害はないが、共用部分であるエントランスホールのタイル及び窓枠に相当の被害を受けたので、その修理代金の支払いに充てるため「修繕積立金」を取り崩して支払いました。

この場合、雑損控除を適用することはできますか。

(答)

その方の持分に相当する部分の金額が、雑損控除の対象となります。

共用部分の修繕のために「修繕積立金」を各区分所有者から徴収して積み立てている場合に、今回の大震災による被災資産の原状回復のためにその修繕積立金を取り崩したときは、その修繕積立金のうちその方に対応する部分の金額が雑損控除の対象となります。

なお、取り崩した積立金以外にその方が原状回復のために支出した金額がある場合には、その金額との合計額が、それぞれの入居者の方の雑損控除の対象となります。

12 「家族構成別家財評価額」の適用(同一世帯に収入のある者が複数いる場合)

問 夫婦とその成年の子2人の家族の場合、同居する2人の成年の子にも収入があり、それぞれの所有する家財にも被害を受けていますが、損失額を個別に計算できません。この場合、家財の損失額をどのように計算すればよいのでしょうか。

(答)

損失額の合理的な計算方法により計算することとなりますが、この場合、世帯主の年齢に応じた(夫婦+大人2人)金額が世帯の家財の損失額となります。

家財の評価額は、生計を一にする親族の数によって決まりますが、その判定においては同居の有無なども考慮することとなります。

また、損失額の合理的な計算方法により計算した家財の損失額が、実情にそぐわない場合には、損害を受けた各家財について個別に損失額を計算することとなります。

なお、各人の雑損控除の適用における損失額は、その損失額を適宜各人に割り振った金額となります。

13 「家族構成別家財評価額」の適用(18 歳以上か否かの判定時期)

問 家財に対する損失額の計算において、「生計を一にする親族の数」に応ずる家財の額は、大人(18 歳以上)1 名につき 130 万円ということですが、この 18 歳以上に該当するか否かの判定はいつの時点で行いますか。

(答)

18 歳以上に該当するかどうかは、「災害の始まった日」の現況により判定します。

また、生計を一にする親族であるかどうかについても、「災害の始まった日」の現況により判定します。

14 「家族構成別家財評価額」の適用(生計を一にする親族数の判定)

問 家財に対する損失額の計算において、「生計を一にする親族の数」に応ずる家財の額は、大人 1 名につき 130 万円(子供 1 名につき 80 万円)ということですが、配偶者と死別している場合は、どのように計算するのでしょうか。

(答)

配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人 1 名分(130 万円)を差し引いて計算します。

(注) 離婚している場合は、一般的には財産分与が行われていることから、分与した方は「独身」欄を使用し大人又は子供の額を加算しますが、それ以外の場合は、死別の場合と同様に計算して差し支えありません。

【計算例】

妻(45 歳・夫と死別)、子(15 歳)の世帯の場合

「夫婦」欄の 45 歳(1,100 万円)－大人 1 名(130 万円)＋子供 1 名(80 万円)

= 1,050 万円

15 被災資産に係る減価償却費の計算(耐用年数の基本的な考え方)

問 損失額の合理的な計算方法において、減価償却費の額の合計額を計算する場合に用いる耐用年数はどのようになりますか。

(答)

損失額の合理的な計算方法による損失額は、その住宅の取得価額から減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に被害割合を乗じて計算します。

この場合の減価償却費の計算は、資産に応じた耐用年数を 1.5 倍した年数により計算します。

(注 1) 1.5 倍した年数に 1 年未満の端数がある場合は、1 年未満の端数は切り捨てます。

(注 2) 減価償却費の額の合計額を計算する場合における経過年数に 6 月以上の端数がある場合は 1 年とし、6 月に満たない端数は切り捨てます。

また、減価償却費の計算は、旧定額法に準じて行うことになります。

【法令等】

所法 49、所令 85

【計算例】

① 住宅(法定耐用年数 22 年)

$$(22 \text{ 年} \times 1.5) = 33.0 \quad \dots \dots \quad \underline{33 \text{ 年}}$$

② 住宅(法定耐用年数 47 年)

$$(47 \text{ 年} \times 1.5) = 70.5 \quad \dots \dots \quad \underline{70 \text{ 年}}$$

住宅の構造別耐用年数表

構 造	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
木造造	22 年	33 年	0.031
木骨モルタル造	20 年	30 年	0.034
(鉄骨)鉄筋コンクリート造	47 年	70 年	0.015
金属造①(※1)	19 年	28 年	0.036
金属造②(※2)	27 年	40 年	0.025

※1・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が 3 mm 以下の建物

※2・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が 3 mm 超 4 mm 以下の建物

16 被災資産に係る減価償却費の計算(中古資産の耐用年数の考え方)

問 中古の車両(自家用車)について大震災により被害を受けました。

この場合、損失額の合理的な計算方法において減価償却費の額の合計額を計算する場合に用いる耐用年数はどのようになりますか。

(答)

中古資産に係る減価償却費の計算上適用する耐用年数は、その取得の時以後のその中古資産の使用可能期間を見積もり、その年数によることができます。

しかし、その取得の時以後の使用可能期間を見積もることが困難な場合には、取得した中古資産が車両、建物、構築物等のように個別耐用年数が定められている資産については、次の方法で計算した年数とします。

(1) 法定耐用年数の全部を経過したもの

$$(\text{法定耐用年数} \times 20\%) \times 1.5$$

(2) 法定耐用年数の一部を経過したもの

$$\left[(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\% \right] \times 1.5$$

この場合に、その計算した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年をその資産の耐用年数とします。

なお、「使用可能期間を見積もることが困難な場合」とは、その見積りのために必要な資料がないため技術者等が積極的に特別の調査をしなければならない場合や耐用年数の見積りに多額の費用を要する場合等をいいます。

また、(1)、(2)にいう経過年数が不明な場合には、その構造、形式、表示されている製作の時期等を勘案してその経過年数を適正に見積もることとします。

【計算例】

① 車両(自家用車)(法定耐用年数6年)、経過年数7年

$$(\text{6年} \times 20\%) \times 1.5 = 1.8 \quad \cdots \cdots \underline{\text{2年}}$$

② 車両(自家用車)(法定耐用年数6年)、経過年数4年

$$\left[(\text{6年} - \text{4年}) + (\text{4年} \times 20\%) \right] \times 1.5 = 4.2 \quad \cdots \cdots \underline{\text{4年}}$$

車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6 年	9 年	0.111
軽自動車	4 年	6 年	0.166

【法令等】

所法 49、所令 85、耐令 3①、耐通 1－5－4、1－5－5

17 被災資産に係る減価償却費の計算(償却可能限度額の考え方)

問 被災した住宅は法定耐用年数の 1.5 倍の年数を既に経過しています。
この場合、損失額の合理的な計算方法による損失額はどのようにしますか。

(答)

損失額の合理的な計算方法による住宅の損失額は、その住宅の取得価額から減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に被害割合を乗じて計算することとしています。この場合の減価償却費の計算は、住宅の構造に応じた耐用年数を 1.5 倍した年数により計算します。

また、償却方法は、旧定額法に準じて行うこととされています。この旧定額法は、その償却費の額の合計額が取得価額の 95%に相当する金額(償却可能限度額)に達するまで償却することができる計算方法であることから、耐用年数の 1.5 倍の年数をすべて経過している場合であっても、住宅の取得価額の 5%に相当する金額は残ることとなるため、この 5%相当額に被害割合を乗じた金額が損失額となります。

(注 1) 1.5 倍した年数に 1 年未満の端数がある場合は、1 年未満の端数は切り捨てます。

(注 2) 減価償却費の額の合計額を計算する場合における経過年数に 6 月以上の端数がある場合には 1 年とし、6 月に満たない端数は切り捨てます。

(注 3) 旧定額法は、取得価額の 90%相当額に 1.5 倍した年数に応じた償却率を乗じて計算します。

(注 4) 業務用資産のように、減価償却費の額の合計額が取得価額の 95%相当額に達した後にあって、取得価額の 5%相当額から 1 円を控除した金額を 5 年間にわたり均等償却する計算は行いません。

【法令等】

所令 85、134①

18 被害割合の考え方(居住の見込みがなくなった場合)

問 自宅の裏山が大震災により崩落し、住宅が半壊しました。現在は、崩落が続き被害が拡大する危険があるため実際に居住することはできません。今後も継続して居住できる見込みがない場合、被害割合はどのように判断すればよいですか。

(答)

住宅についてのみ判断すれば「半壊」となりますが、事実上居住不能となったことを考えると「全壊」の場合と同様の状態と認められます。

したがって、被害区分は「全壊」として取り扱って差し支えありません。

なお、住宅の被害割合が「全壊」かどうかは、補修すれば再び使用できるかどうかによって判断しますので、建物の残存部分を補修すれば再び使用できるものを任意に取り壊したからといって被害割合が「全壊」とはなりません。

19 被害割合の考え方(地下階が浸水した場合)

問 自宅の地下階が津波により浸水した場合、被害割合はどのように判断すればよろしいですか。

(答)

地下階が駐車場や倉庫などのように床面、壁面等に仕上げが施されていないコンクリート打放などの場合を除いて、地下階が浸水した場合は、「被害割合表」の「床上」を「地下階上」と読み替え「二階建以上」欄の被害割合を使用します。

20 被害割合の考え方(海水が流れ込んだ場合)

問 住宅が津波により浸水(床上 30 cm・平屋)し、海水が流れ込んできました。
この場合の被害割合はどのように計算しますか。

(答)

海水が流れ込んできた場合の住宅の被害割合は、Ⅲ参考編の別表3「被害割合表」の「浸水」の区分の上段の割合を使用し、「床上 50 cm未満・平屋」に該当することからその上段の被害割合の40%を使用します。

(注) 24 時間以上の長期浸水の場合は、その割合にさらに 15%を加算した割合となります。

21 被害割合の考え方(損壊+浸水の場合)

問 住宅の一部が津波により損壊した上、浸水(床上 30 cm・二階建住宅)しました。この場合、被害割合はどのように計算しますか。

(答)

被害の種類ごとに被害割合を加算していくため、一部損壊した上、海水による浸水(床上 30 cm・二階建住宅)した場合は、

$$\text{一部破損(5\%)} + \text{床上 50 cm未満・二階建住宅(35\%)} = \underline{40\%}$$

となり、40%がその住宅の被害割合となります。

(注) 24 時間以上の長期浸水の場合は、その割合にさらに 15%を加算した割合となります。

22 損失額の合理的な計算方法による計算と実額計算の併用

問 大震災により住宅と家財に損害を受け、住宅については、損失額の計算を実額により計算することができますが、家財については損失額を実額により計算することができません。この場合、家財についてのみ損失額の合理的な計算方法により損失額を計算してもよいのでしょうか。

(答)

災害により被害を受けた住宅又は家財等の損失額の計算については、その損失が生じたときの直前におけるその資産の時価を基として計算することとされています。

しかし、大震災により被害を受けた住宅、家財等について、個々に損失額を計算することが困難な場合には、損失額の合理的な計算方法で計算してよいこととして取り扱っています。

したがって、住宅については実額で計算し、家財については実額計算ができないことから損失額の合理的な計算方法により計算するなど、その区分により損失額の計算方法が異なっても差し支えありません。

【法令等】

所法 72①、所令 206③

第 3－2 原発事故による災害による損失に係る雑損控除

1 雑損控除の適用関係

問 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下「原発事故」といいます。)による災害により、住宅や宅地、家財等に生じた損失については、雑損控除の適用対象となりますか。

(答)

平成 24 年 7 月 24 日付で東京電力㈱から公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について(避難指示区域内)」(以下「賠償基準」といいます。)において、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内(以下「対象区域内」といいます。)の宅地・建物や家財について、損害があったものとして賠償の対象とされました。

したがって、この賠償基準により賠償の対象とされた、住宅や宅地、家財等の生活に通常必要な資産に生じた損失は、所得税の雑損控除の対象となります。

ただし、雑損控除の計算に当たっては、損失額からその損失を補填する保険金や損害賠償金等の額を控除することとされているため、損失額の全額が賠償金により補填される場合には、結果として、雑損控除の額は生じないこととなります。

【法令等】

所法 72

平成 24 年 12 月 3 日追加

2 雑損控除の適用時期

問 原発事故による災害により生じた、住宅や宅地、家財等の生活に通常必要な資産に生じた損失に係る雑損控除は、何年分の申告で適用することになりますか。

(答)

原発事故による災害により生じた、住宅や宅地、家財等の生活に通常必要な資産の損失については、その損失（価値の減少）が明らかとなった避難指示区域の見直しのあった日の属する年分の申告において、雑損控除を適用することになります。

なお、対象区域内に存する住宅や宅地、家財等については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により生じた損害も混在していること、及び原発事故は平成 23 年 3 月に発生したものであることから、平成 23 年中に損失が生じたものとして、平成 23 年分の申告において、雑損控除を適用することとしても差し支えありません。

【法令等】

所法 72、震災特例法 4

平成 24 年 12 月 3 日追加

3 「損失額の合理的な計算方法」による損失額の計算①

問 原発事故による災害により、住宅や家財等の生活に通常必要な資産に生じた損失について雑損控除の適用を受ける場合、その損失額について「損失額の合理的な計算方法」により計算することができますか。

(答)

原発事故による災害により、住宅や家財等の生活に通常必要な資産に生じた損失について雑損控除の適用を受ける場合に、その損失額について「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。

したがって、住宅及び家財に生じた損失に係る雑損控除の適用において「損失額の合理的な計算方法」により計算した損失額が各賠償金の額を上回る場合には、その上回る部分の金額は、所得税の雑損控除の対象となります。

なお、この場合の「損失額の合理的な計算方法」に使用する被害割合については、次のとおりとなります。

区 分		被害区分	被害割合		摘 要
			住宅	家財	
原発事故	帰還困難区域	—	100%	100%	
	居住制限区域又は避難指示解除準備区域	—	$n/72$	75%	n：避難指示期間（月数）

(注) 「避難指示期間」とは、東京電力㈱が賠償額の算定の基礎とした、原発事故の発生時から避難指示の解除見込み時期までの期間（月数）をいいます。

(参考) 賠償基準において、宅地・建物については、帰還困難区域は原発事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、原発事故時点から6年(72 か月)で全損とし、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償することとされています。

また、家財については、家族構成に応じて算定される定額を賠償することとされており、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の家財の賠償額は、帰還困難区域内の家財の賠償額のおおむね75%とされています。

上記の被害割合は、この賠償基準における取扱いに準じたものです。

【法令等】

所法 72、所令 206③、平成 23 年 4 月 27 日課個 2－12、平成 24 年 12 月 3 日課個 2－43
平成 24 年 12 月 3 日追加

4 「損失額の合理的な計算方法」による損失額の計算②

問 東北地方太平洋沖地震による災害により住宅が半壊しました。ところで、この住宅は、原発事故発生前の価値の全額が賠償の対象とされている帰還困難区域に所在しています。

住宅や家財に生じた損失額について、「損失額の合理的な計算方法」により計算することとしていますが、この場合の計算はどのようなになりますか。

(答)

ご質問の場合には、まず、東北地方太平洋沖地震による災害により生じた損失額(以下「地震による損失額」といいます。)を計算し、次に、原発事故による災害により生じた損失額(以下「原発事故による損失額」といいます。)を計算することとなります。

この場合、原発事故による損失額は、地震による損失額を控除した後の資産の価額が限度となります。

例えば、ご質問の場合について、住宅及び家財について「取得価額が明らかでない場合」の計算式は、以下のとおりとなります。

1 住宅に対する損失額の計算

1 m²当たりの工事費用×総床面積－減価償却費＝①

(1) 地震による損失額(注1) = ① × 被害割合(半壊 50%)

(2) 原発事故による損失額(注1) = ① × 被害割合(帰還困難区域 100%)



①－(1)の地震による損失額(保険金等控除前)を限度

(注1) 各損失額について、保険金、共済金及び損害賠償金等(この間において「保険金等」といいます。)で補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額になります。

2 家財に対する損失額の計算

家族構成別家財評価額＝②

(1) 地震による損失額(注2) = ② × 被害割合(半壊 50%)

(2) 原発事故による損失額(注2) = ② × 被害割合(帰還困難区域 100%)



②－(1)の地震による損失額(保険金等控除前)を限度

(注2) 各損失額について、保険金等で補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額になります。

【法令等】

所法 72、所令 206③

平成 24 年 12 月 3 日追加

5 除染費用に係る取扱い

問 個人が住宅等について除染を行った場合の、その除染費用は、雑損控除の対象となりますか。

(答)

原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染について、「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」により除染が必要と認められる場合には、同法に定める除染実施計画に基づいて除染を行うこととされています。

なお、この除染実施計画に基づいて除染を行う場合については、原子力事業者の負担の下で実施されるものであることから、雑損控除の額は生じないこととなります。

【法令等】

所法 72、所令 206①②、所基通 72－6

放射性物質汚染対処特措法 25～30、32～38、44

原子力損害の賠償に関する法律 3 ①

平成 24 年 12 月 3 日追加

第4 災害減免法

1 災害減免法の適用

問 単身赴任先の社宅が大震災により全壊し、社宅で使用していた家財に被害を受けました。
なお、自宅は大震災による被害は受けていません。

災害減免法による税金の軽減免除を受けるためには、その損失額が住宅又は家財の価額の2分の1以上である必要がありますが、この場合、自宅にある家財を含めたところで判定するのでしょうか。

(答)

大震災による損失金額が住宅又は家財の価額の2分の1以上であるかどうかは、その方及びその方と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する住宅又は家財の全部につき、各別に判定すべきものです。

したがって、ご質問の場合、自宅にある家財を含めたところで判定することとなります。

【法令等】

災免法2、災免令1

1－2 災害減免法と損失額の合理的な計算方法との関係

問 災害減免法による税金の軽減免除は、損害金額が住宅又は家財の2分の1以上の場合に適用できますが、この損害金額の算定を雑損控除における損失額の合理的な計算方法によることはできますか。

(答)

雑損控除の適用における住宅家財等の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基に計算することとされています。

一方、災害減免法による税金の軽減免除における住宅又は家財について生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の2分の1以上であるかどうかは、被災時の時価により算定することとされています。

したがって、損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合で損失額の合理的な計算方法により計算した結果、損害金額(保険金等により補てんされる金額を除きます。)が住宅又は家財の2分の1以上であれば、災害減免法による税金の軽減免除の適用を受けることができます。

【法令等】

災免法2、災免令1、災免通1、所令206③

平成23年5月16日追加

2 住宅又は家財の意義

問 災害減免法による税金の軽減免除の対象となる「住宅又は家財」とはどのようなものをいいますか。

(答)

- 1 住宅とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居する住宅をいい、必ずしも生活の本拠であることは要しないこととされています。

したがって、例えば、2以上の住宅に自己又は自己と生計を一にする親族が常時起居しているときは、そのいずれもが災害減免法による税金の軽減免除の対象となる住宅となります。

また、常時起居している住宅に附属する倉庫、物置等の附属建物は、住宅に含まれます。

(注) 現に起居している住宅であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅には該当しません。

- 2 家財とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます。

ただし、貴金属、書画、骨とう、美術工芸品で1個又は1組の価額が30万円を超えるものなど生活に通常必要な程度を超えるものは、家財に含まれません。

雑損控除の対象となる資産は、居住者又はその者と生計を一にする一定の親族の有する資産のうち生活に通常必要でない資産及び被災事業用資産を除くすべての資産とされていることから、上記の「住宅又は家財」は、すべて雑損控除の対象となる資産に含まれます。

【法令等】

災免法2、災免通2

3 扶養親族の所有する住宅

問 扶養親族が所有する住宅が大震災により損壊した場合、納税者本人が居住の用に供していても災害減免法の適用はありますか。

(答)

災害減免法による税金の軽減免除の対象となる住宅とは、自己が所有する住宅のほか、自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅も含まれます。

なお、配偶者その他の親族は、その年の総所得金額等が 38 万円以下の方に限ります。

したがって、扶養親族が所有し常時起居する住宅はその適用対象となる住宅に該当することから、自己が所有する住宅と扶養親族が所有する住宅の損失額の合計額がそれらの住宅価額の合計額の 2 分の 1 以上で、かつ、納税者本人の所得金額が 1,000 万円以下であれば災害減免法による税金の軽減免除が受けられます。

(注) 雑損控除は、被害割合や所得要件がないことから、雑損失の金額(①損失額－所得金額の 10 分の 1 と、②損失額のうち災害関連支出の金額－5 万円のうちいずれか多い方の金額)があれば適用されます。

【法令等】

災免法 1、所法 72

4 所得金額要件の判定

問 災害減免法による税金の軽減免除が受けられる要件の所得金額 1,000 万円以下の場合に受けられますが、その所得金額はどのように計算するのでしょうか。

(答)

災害減免法による税金の軽減免除が受けられる場合の所得金額 1,000 万円以下とは、繰越損失控除後の総所得金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得金額(特別控除後)、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額、分離課税の先物取引の雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(注) 雑損控除の計算上差引損失額から控除する所得金額の 10%とは、繰越損失控除後の総所得金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得金額(特別控除前)、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額、分離課税の先物取引の雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額の 10%となります。

【法令等】

災免法 2、所法 2①三十、措令 4 の 2⑧、20⑤、21⑦、25 の 8⑮、25 の 11 の 2㉑、25 の 12 の 2㉓、26 の 23⑦、26 の 26⑫

第5 雑損控除の特例等

1 東日本大震災の意義

問 震災特例法の対象となる「東日本大震災」の範囲はどこまでですか。

(答)

震災特例法において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます(震災特例法2①)。

この「東日本大震災」は、具体的に、次の災害が該当すると考えられます。

- ① 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後において発生した余震並びに余震活動地域の外側(長野県北部～新潟県中越地方(3月12日、6月2日)、静岡県東部(3月15日)、秋田県内陸北部(4月1日)、茨城県南部(4月16日)、長野県中部(6月30日))において発生した地震による災害
- ② 東北地方太平洋沖地震(その余震を含みます。)に伴い発生した津波、火災、爆発、ダムの決壊、福島第一、第二原子力発電所の事故による災害
- ③ その他①及び②に関連して生じた異常な現象による災害

(参考)

平成23年4月1日には、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼称することで閣議了解されています。

【法令等】

震災特例法2①

平成23年12月27日改訂

2 雑損控除の震災特例法等の適用対象者

問 雑損控除の特例等の適用対象者は、指定地域内(平成 23 年 3 月 15 日付国税庁告示により申告等の期限が延長されている地域をいいます。)に住所を有する場合に限られますか。
また、適用対象資産は、指定地域内に所在するものに限られますか。

(答)

雑損控除の特例又は災害減免法の特例の適用対象者は、大震災により住宅家財等について損害を受けた方又は住宅又は家財について甚大な被害を受けた方であり、指定地域内に住所を有する方に限りません。

また、雑損控除の特例の適用対象となる資産又は災害減免法の特例の対象となる住宅又は家財は、大震災により損害を受けたものであり、指定地域内に所在する資産に限りません。

【法令等】

震災特例法 4、49

3 親族の判定時期

問 雑損控除の特例を適用する場合には、居住者の一定の親族が有する資産について大震災により生じた損失も特例の対象とされていますが、この親族の範囲は、いつの時点で判定するのですか。

(答)

雑損控除の特例は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する資産について大震災により生じた損失も特例の対象となることとされています。

震災特例法を適用する場合の自己と生計を一にする配偶者その他の親族の対象となるのは、平成 22 年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 38 万円以下の方です。そして、生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、平成 23 年 3 月 11 日の現況によります。

(注) 震災特例法を適用しない場合には、大震災により損失の生じた日又は災害関連支出の金額を支出した日において自己と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定をします。

また、震災特例法により平成 22 年分の所得税について災害減免法の適用を受ける場合における、平成 23 年 3 月 11 日において自己又は自己と生計を一にする親族の範囲は、その親族の平成 22 年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額により判定します。

【法令等】

所令 205、震災特例令 2 ①、災免令 1、所基通 72－4

4 災害関連支出の支出時期

問 住宅又は家財に係る大震災による損失について、その災害に関連して支出した金額(災害関連支出の金額)があり、今後更に支出することが見込まれます。

平成 22 年分の確定申告書の提出に当たり、今後支出が見込まれる金額を含めて申告することは可能ですか。

(答)

雑損控除の特例は、確定申告、修正申告又は更正請求により適用を受けることができます。

この場合の災害関連支出の金額については、その適用を受けるための平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出したものに限られます。

したがって、今後支出が見込まれる災害関連支出については、これらの提出の日以後に支出した災害関連支出の金額として、その支出した年である平成 23 年分以後の各年分の雑損控除の計算における災害関連支出の金額に該当し、その支出した年分における雑損控除の対象となる損失の金額となります。

しかし、この原則的な取扱いにより災害関連支出の金額が確定してから雑損控除の適用を受けようとする、早期に税金の軽減手続きを行うことが困難な場合も考えられます。

そこで、今回の震災特例法が、「東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る」ために措置されたものであることを踏まえ、大震災による損失の金額について平成 22 年に生じた損失として雑損控除の特例の適用を受けた方が、その後に支出した災害関連支出の金額について、平成 22 年分の災害関連支出として更正の請求することは差し支えありません。

【法令等】

震災特例法 4 ①、震災特例令 3 ①

4-2 災害関連支出と更正の請求

問 今回の大震災により住宅が半壊の被害を受けたため、住宅そのものの損失の金額について、雑損控除の特例の適用を受けることを選択し、平成 22 年分の雑損控除の対象として確定申告しました。

その後、原状回復のための支出をすることとなったため、前問の平成 22 年分の更正の請求をすることを考えています。この場合、いつまでに支出した災害関連支出を平成 22 年分の更正の請求の対象とすることができますか。

(答)

前問の更正の請求は、震災特例法の適用を受けない場合に平成 23 年分の災害関連支出として雑損控除の対象となるべき支出を、平成 22 年分の災害関連支出とするものであることから、この更正の請求の対象となるのは平成 23 年分の雑損控除の対象となるものに限られると解されます。

平成 23 年分の雑損控除の対象となる災害関連支出は、平成 23 年中に実際に支出したもののほか、災害等のあった日の属する年の翌年 3 月 15 日以前に支出したもので、災害のやんだ日の翌日から 1 年(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合は 3 年)を経過した日の前日までに支出したのも対象とすることができることとされていることから、大震災に関連して平成 24 年 3 月 15 日までに支出したものが、この更正の請求の対象となります。

(注) 東日本大震災は、大規模な災害の場合に該当します。

【法令等】

震災特例法 4、所令 206、所基通 72-5

平成 23 年 12 月 27 日追加

5 店舗併用住宅の取扱い

問 店舗併用住宅について大震災により被害を受けましたが、住宅部分に係る損失については平成 23 年分で雑損控除の適用を受け、店舗部分に係る損失については、平成 22 年分で被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例の適用を受けることができますか。

(答)

大震災により住宅や事業用資産に損失が生じた場合には、納税者の選択により、平成 22 年分の所得税において、住宅については雑損控除の特例や災害減免法の特例の適用を受けることができ、事業用資産については被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例を受けることができます。

ご質問の場合の店舗併用住宅については、その住宅部分、店舗部分に対して、納税者の選択により、それぞれ別個に特例の適用を受けるか否かを選択できます。

【法令等】

震災特例法 4、49

6 雑損失の繰越控除の特例の概要

問 雑損失の繰越控除の特例の概要を教えてください。

(答)

確定申告書を提出する居住者が、特定雑損失金額を有する場合には、その特定雑損失金額が生じた年の翌年分以後5年間繰り越すことができることとされました(震災特例法5、所法71)。

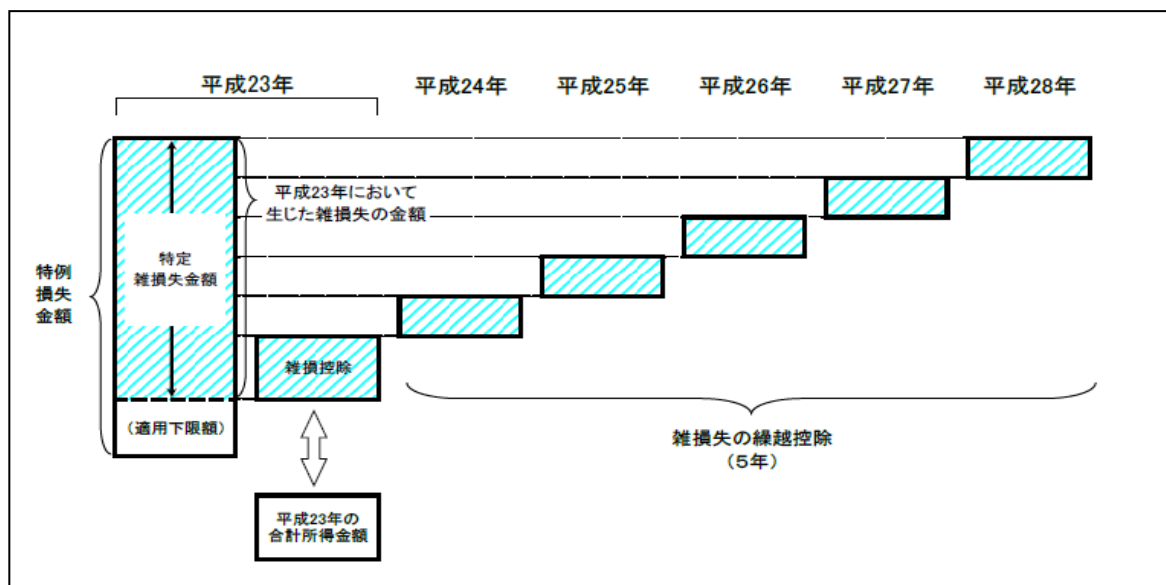
(注) 「特定雑損失金額」とは、その年において生じた雑損失の金額のうち、特例損失金額に達するまでの金額をいいます。

「特例損失金額」とは、雑損控除の対象となる資産について大震災により生じた損失の金額(雑損控除の対象となる損失の金額をいいます。)をいいます。

具体的には、次のようになります。

- ① 大震災による損失の金額を平成23年分の所得税で雑損控除の適用を受けた場合に生じた特定雑損失金額・・・平成24年から平成28年までの各年分に繰越しが可能
- ② 大震災による損失の金額を震災特例法の雑損控除の特例を適用して平成22年分の所得税で雑損控除の適用を受けた場合に生じた特定雑損失金額・・・平成23年から平成27年までの各年分に繰越すことが可能

【例：平成23年で雑損控除を受ける場合】



(注) 特定雑損失金額が生じた年において、雑損失の金額の対象となる損失の金額のうちに、特例損失金額とその他の損失金額がある場合には、その年の雑損失の金額は、先ず特例損失金額から成るものとされています。

また、その年の雑損失の金額のうちに、特定雑損失金額とその他の雑損失金額がある場合の雑損控除及び雑損失の繰越控除は、先ずその他の雑損失の金額から控除することとされています。

【法令等】

震災特例法5、震災特例令3⑥⑦

7 申告期限等の延長と震災特例法の適用関係

問 大震災前に平成 22 年分の確定申告を済ませました。雑損控除の特例を適用して平成 22 年分の所得で雑損控除を適用する場合、更正の請求をいつまでに行えばよいですか。

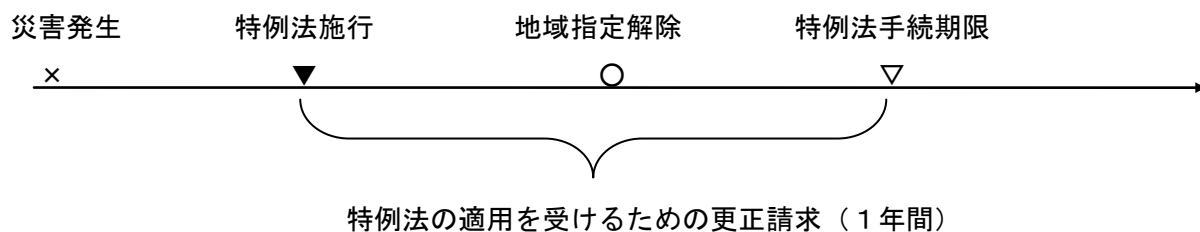
(答)

雑損控除の特例を適用して平成 22 年分の所得で雑損控除を適用する場合、震災特例法の施行の日から起算して 1 年を経過する日までに更正請求書を税務署に提出する必要があります。

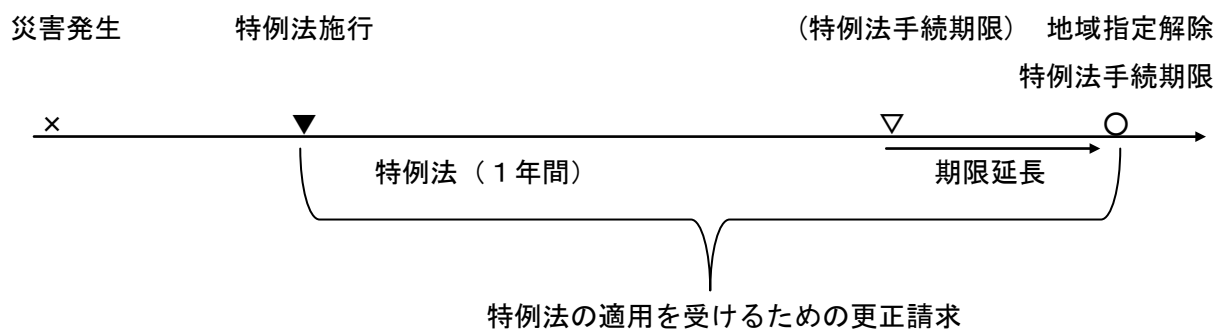
この場合、申告期限等が地域指定又は個別指定により延長された場合には、特例法の適用を受けるための更正の請求の提出期限も、その延長された日までとなります。

【イメージ】

(1) 地域指定解除が特例法施行日から 1 年を経過する日前のとき



(2) 地域指定解除が特例法施行日から 1 年を経過する日後のとき



【法令等】

通則法 11、震災特例法 4

平成 23 年 5 月 13 日改訂

8 源泉所得税の徴収猶予との関係

問 大震災で被災し、源泉所得税の徴収猶予を受けていますが、平成 22 年分において雑損控除の特例の適用を受けた場合、この徴収猶予についてはどのようになりますか。

(答)

大震災による住宅・家財について甚大な被害を受けたことから災害減免法の規定により平成 23 年分の給与等・公的年金等・報酬料金等について源泉所得税の徴収猶予の適用を受けていた方が、震災特例法の規定により大震災により生じた損失の金額を平成 22 年分において雑損控除の特例の適用を受けるための確定申告書又は修正申告書(以下「確定申告書等」といいます。)を提出した場合、又は平成 22 年において雑損控除の特例の適用を受けるために更正の請求書を提出した方が更正を受けた場合には、その提出日又はその更正に係る更正通知書の送達があった日において平成 23 年の給与等・公的年金等・報酬料金等について受けていた徴収猶予は終了することとされています。

この場合には、税務署長は源泉徴収義務者にその旨を通知することとされています。

また、大震災による損失額を平成 22 年分の所得税で雑損控除の適用を受けた場合に平成 23 年分以後に繰り越すことができる特定雑損失金額が生じ、平成 23 年分以後の年分において繰越控除の適用を受けることができるようなときは、引き続き平成 23 年分の給与等・公的年金等・報酬料金等についての源泉所得税の徴収猶予の適用を受けることができる場合があります。

【法令等】

震災特例令 12

9 繰越雑損失に係る源泉所得税の徴収猶予との関係

問 震災特例法の規定により平成 22 年分において雑損控除の特例の適用を受けたところ、繰越雑損失が生じました。

この場合において、源泉所得税の徴収猶予を受けることができますか。

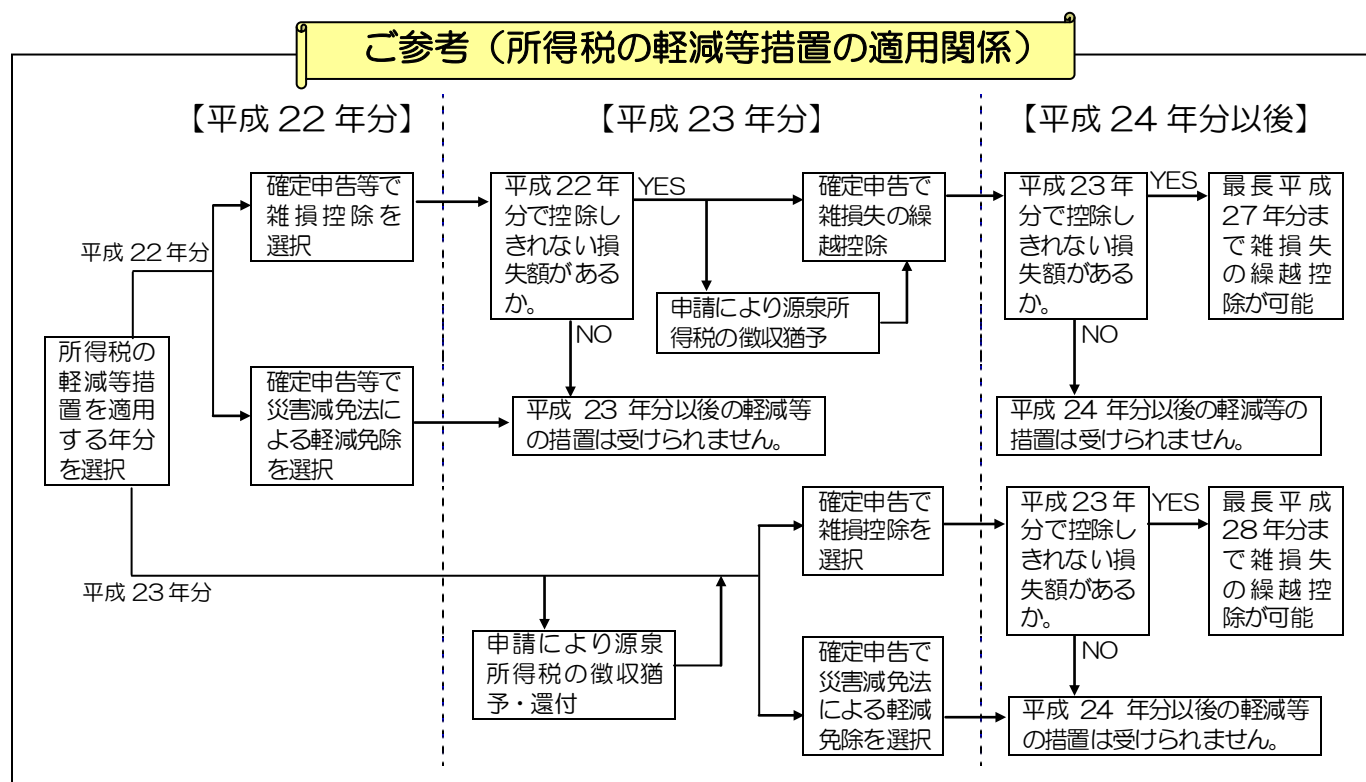
(答)

災害減免法に基づく源泉所得税の徴収猶予は、損失が生じた年の翌年分以後に繰り越す雑損失の金額がある場合においても受けることができます。

大震災により生じた損失の金額について、平成 22 年分において雑損控除の適用を受けた場合において平成 23 年分以後に繰り越すことのできる特定雑損失金額が生じたときは、支払を受ける給与等のうち、その雑損失の金額や給与所得控除額などの見積額を基に一定の方法で計算した金額に達するまでの金額について、申請により源泉所得税の徴収猶予を受けることができます。

【法令等】

震災特例令 12、災害減免法 3 ⑤、災害減免令 9 ②、10



第6 事業所得等の取扱い

【共通】

1 事業用資産等に生じた損失

問 事業用資産等に生じた損失の取扱いの概要を教えてください。

(答)

事業用資産等に生じた損失の取扱いについては、その方の有する事業用資産等の種類、損失の原因によりその取扱いは異なります。

また、震災特例法では、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等及び純損失の繰越控除の特例等が措置されました。

詳しくは、「Ⅰ 各種制度の概要」第1の2の表の該当箇所及び第1の3を参照してください。

2 被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例の適用対象者

問 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例の適用対象者は、指定地域内に住所や事業所を有する方に限られますか。

また、適用対象資産は、指定地域内に所在するものに限られますか。

(答)

被災事業用資産の損失を平成22年分の所得金額の計算上の必要経費に算入する特例(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)の適用対象者は、大震災により棚卸資産や事業用の固定資産などの事業用資産について損害を受けた方であり、指定地域内に住所や事業所を有する方に限りません。

また、この被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例の適用対象となる棚卸資産や事業用固定資産などの事業用資産は、大震災により損害を受けたものであり、指定地域内に所在する事業用資産に限りません。

【法令等】

震災特例法6

3 被災事業用資産の損失に含まれる災害関連支出

問 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等を適用する場合の、被災事業用資産等の損失に含まれる災害関連支出の金額は、いつまでに支出したものが対象となりますか。

(答)

被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例を適用する場合の、被災事業用資産等の損失に含まれる災害関連支出の金額は、平成 22 年分の確定申告書、修正 申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出したものを対象とすることとされています。

(注) 災害関連支出の金額は、見積りにより計上することはできません。

なお、平成 22 年に生じた損失とみなして被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等の適用を受けた方が、その後に支出した災害関連支出の金額については、更正の請求をすることができる期間内に支出したものに限り、平成 22 年分の災害関連支出として差し支えありません。

【法令等】

震災特例令 5 ①、6 ②、7 ①

4 被災事業用資産の特例等の部分的選択

問 大震災により棚卸資産や事業用固定資産について生じた損失の金額の一部を平成 22 年分の事業所得の必要経費とし、残余を平成 23 年分の事業所得の必要経費とすることは認められますか。

(答)

事業所得者は、その選択により、大震災により棚卸資産や事業用固定資産について生じた損失の金額を平成 22 年分に生じたものとして、平成 22 年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

この場合、棚卸資産について生じた損失の金額の全部を平成 22 年分の必要経費とし、事業用固定資産(これに準ずる一定の資産を含みます。以下同じです。)について生じた損失の金額の全部を平成 23 年分の必要経費とすることや、棚卸資産について生じた損失の金額の全部を平成 23 年分の必要経費とし、事業用固定資産について生じた損失の金額の全部を平成 22 年分の必要経費とすることは認められます。

しかし、棚卸資産について生じた損失の金額の一部を平成 22 年分の必要経費とし、残余を平成 23 年分の必要経費とすることや、事業用固定資産について生じた損失の金額の一部を平成 22 年分の必要経費とし、残余を平成 23 年分の必要経費とすることはできません。

【法令等】

震災特例法 6 ①、②

5 純損失の繰越控除の特例における一定の要件

問 純損失の繰越控除の特例において、平成 23 年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産震災損失による純損失以外の純損失について繰越控除の適用を受けるための 10%要件を詳しく教えてください。

(答)

- 1 次の要件を満たす方の平成 23 年において生じた純損失の金額のうち、所得税法により繰越控除の対象となる純損失の金額の繰越期間が 5 年間とされました。

<要件>

その有する事業用資産等(土地等を除きます。)のうちに、事業資産震災損失額又は不動産等震災損失額の占める割合が 10%以上であること

- 2 繰越控除の対象となる純損失の金額とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 青色申告者…平成 23 年分の純損失の金額
- ② 白色申告者…平成 23 年分の純損失の金額のうち、次の金額の合計額に達するまでの金額
 - イ 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額
 - ロ 被災事業用資産の損失の金額

- 3 要件の判定については、被災事業用資産震災損失額が事業所得について生じたか、不動産所得又は山林所得のいずれについて生じたかにより、計算式が異なります。

(1) 事業所得者の場合

$\frac{\text{事業資産震災損失額(注1)}}{\text{その者の事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額(注2)}} \geq 10\%$

(注1) 「事業資産震災損失額」とは、①その方の棚卸資産について大震災により生じた損失の金額と②その方の事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の大震災による損失の金額の合計額をいいます。なお、①及び②の損失の金額が、平成 22 年及び平成 23 年等複数の年において生じた場合にはその合計額となります。

「事業用固定資産」とは、土地又は土地の上に存する権利以外の固定資産及び繰延資産(必要経費に算入されていない部分に限る。)をいい、事業用資産の損失の金額とは、災害関連支出を含み、保険金、損害賠償金等により補填される金額を除いた金額をいいます。

(注2) 事業用固定資産の価額は、その種類に応じて次のように計算します。

- ① 固定資産…大震災により損失が生じた日にその固定資産の譲渡があったものとみなした場合のその固定資産の取得費とされる金額に相当する金額
- ② 繰延資産…その繰延資産の額から、その償却費として大震災による損失が生じた年の前年以前の各年分において所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を控除した金額

なお、事業用固定資産の価額の合計額とは、その方の事業所得に係る事業用固定資産の

価額の合計額をいいます。したがって、大震災により被災した事業用固定資産以外にも事業用固定資産を有する場合には、その事業用固定資産の価額も合計した額となります。

- (注3) 事業資産震災損失額の計算に当たっては、東日本大震災により被害を受けたその者の保有する事業用資産等の損失額のほか、その事業用資産等につき通常の使用をするために支出した復旧費用(原状回復費用)が災害関連支出として、事業用資産震災損失額に含まれます。

この原状回復費用は、災害のやんだ日から一年を経過した日の前日までに支出したものが対象となっていました。が、平成23年12月の所得税法施行令の改正により、大規模な災害の場合には、災害のやんだ日から1年を超え3年を経過した日の前日までに支出した費用も対象に追加されました。なお、原状回復費用は、実際に支出した年において災害関連支出として計上し、その年において生じた純損失の金額については繰越控除の適用を受けることになります。

純損失の繰越控除の特例は、東日本大震災により生じた純損失の金額の繰越期間を5年間(所得税法では3年間)とする特例であり、東日本大震災により生じた純損失の金額が純損失の繰越控除の特例の対象となるものであるかどうかを明確にする観点から、純損失の繰越控除の特例の適用要件の判定に当たっては、災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までに支出が見込まれる原状回復費用についても、見積書により事業資産震災損失額に算入しても差し支えないこととします。

(2) 不動産所得者又は山林所得者の場合

不動産等震災損失額(注1)	
	≥ 10%
その者の不動産所得又は山林所得 事業用固定資産の価額の合計額(注2)	

- (注1) 「**不動産等震災損失額**」とは、その方の不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の大震災による損失の金額の合計額をいいます。なお、①及び②の損失の金額が、平成22年及び平成23年等複数の年において生じた場合にはその合計額となります。事業用固定資産及びその損失の金額については、事業所得者の場合と同じです。

また、不動産所得と山林所得とは、別々に割合を計算します。

- (注2) 事業用固定資産の価額及び合計額については、事業所得者の場合と同じです。

【法令等】

所法70、所令203、震災特例法7、震災特例令9

平成23年12月27日改訂

6 被災事業用資産の損失と繰戻し還付請求

問 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等の適用により、棚卸資産、事業用の固定資産又は山林について大震災により生じた損失の金額を平成 22 年分の事業所得の計算上必要経費に算入した場合において、平成 22 年分において生じた純損失の金額を平成 21 年分に繰り戻して還付を受けることはできますか。

平成 21 年分及び平成 22 年分において青色申告書を提出しています。

(答)

青色申告者がその年において生じた純損失の金額については、その前年においても青色申告書を提出している場合には、その前年分に繰り戻して還付を受けることができることとされています。

青色申告者が、被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例を適用し、棚卸資産、事業用の固定資産又は山林について大震災により生じた損失の金額（以下「被災事業用資産震災損失額」といいます。）を、平成 22 年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入した場合においても、平成 22 年において生じた純損失の金額を繰戻し還付の規定により平成 21 年分の所得税から還付を受けることができます。

この場合において、平成 22 年分の純損失の金額のうちに、大震災により生じた被災事業用資産の損失による純損失の金額（被災純損失金額）とその他の純損失の金額とがあるときは、繰戻し還付による還付金額の計算の基礎となる金額は、先ずその他の純損失の金額から成るものとされています。

（注 1） 平成 21 年分に繰り戻さなかった部分の被災純損失の金額は、平成 23 年分以後 5 年間にわたり繰り越すことができます。

（注 2） 事業用資産の震災損失額について、被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例を適用するために更正請求書を提出する場合には、その更正請求書の提出と同時に純損失の繰戻し還付請求書を提出します。

【イメージ】

損失の種類		年分	21 (注)	22	23	24	25	26	27	28	29
純損失の金額	22年変動所得損失金額	繰戻し		A以外の純損失金額	繰越期間 所法70①			×	×	×	×
	22年その他の被災事業用資産の損失	繰戻し						×	×	×	×
	22年その他の純損失	繰戻し						×	×	×	×
	23年震災による被災事業用資産の損失(事業用資産)	繰戻し		被災純損失金額(A)	★	繰越期間 所法70②				×	×

(注) 平成21年も青色申告の場合

【法令等】

震災特例法 6、所法 70、140、震災特例令 8、震災特例法附則 2

7 被災事業用資産の損失と繰戻し還付請求(死亡した方)

問 大震災により死亡した青色申告者の事業用資産の震災損失額を平成 22 年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入しました。その結果、純損失の金額がある場合、その純損失の取扱いはどうなりますか。

平成 21 年分及び平成 22 年分において青色申告書を提出しています。

(答)

青色申告者の相続人が、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例を適用し、事業用資産の震災損失額を平成 22 年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する申告をした場合に生じた純損失の金額は、平成 21 年分へ繰戻し還付を行うことができます。更に、平成 23 年分の所得税に繰り越して控除を受けることができます。

【法令等】

震災特例法 6、所法 140⑤、141、震災特例令 8

8 被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例等の会計処理

問 特例法の被災事業用資産の損失の必要経費算入等の特例等の適用を受けた場合には、それらについての会計処理はどのように行えばよいのでしょうか。

(答)

次に掲げる資産の種類の区分に応じて、それぞれ次に掲げる会計処理を行います。

1 棚卸資産 損失額 50

(1) 売上原価で処理する場合

① 平成 22 年 12 月 31 日(平成 22 年分の確定申告書の提出時の修正)

売上原価	50	/	被災損失引当金	50
(被災損失引当金繰入損)				

② 平成 23 年 12 月 31 日

被災損失引当金	50	/	売上原価	50
(被災損失引当金取崩益)				

(2) その他の科目で処理する場合

① 平成 22 年 12 月 31 日(平成 22 年分の確定申告書の提出時の修正)

被災棚卸資産損失額	50	/	被災損失引当金	50
(被災損失引当金繰入損)				

② 平成 23 年 12 月 31 日

被災損失引当金	50	/	被災損失引当金取崩益	50
---------	----	---	------------	----

2 固定資産 損失額 200

(1) 平成 22 年 12 月 31 日(平成 22 年分の確定申告書の提出時の修正)

被災固定資産損失額	200	/	被災損失引当金	200
(被災損失引当金繰入損)				

(2) 平成 23 年 12 月 31 日

被災損失引当金	200	/	固定資産	200
---------	-----	---	------	-----

3 山林 損失額 100

(1) 平成 22 年 12 月 31 日(平成 22 年分の確定申告書の提出時の修正)

被災山林損失額	100	/	被災損失引当金	100
(被災損失引当金繰入損)				

(2) 平成 23 年 12 月 31 日

被災損失引当金	100	/	山林	100
---------	-----	---	----	-----

平成 23 年 5 月 13 日改訂

9 棚卸資産の寄附

問 寝具店を営営する事業所得者ですが、大震災の被災者に対し、棚卸資産である時価 100 万円相当額の毛布や布団を無償で提供しました。この場合の所得税法上の取扱いはどうなりますか。

(答)

棚卸資産を寄附した場合には、その資産の時価相当額を事業所得の金額の計算上総収入金額に算入することとなります。

なお、その寄附先が寄附金控除の対象となる国、地方公共団体等である場合には、その時価相当額で寄附があったものとして、寄附金控除の対象となります。

【法令等】

所法 40①、78②一、所基通 39－1

9-5 補てんされる金額の取扱い

問 大震災により被災した事業用資産について、保険金を受け取りました。
この場合の保険金の所得税の取扱いはどうなりますか。

(答)

1 棚卸資産について受け取った保険金

被災した棚卸資産について受け取る保険金は、事業所得の金額の計算上総収入金額に算入することになります。

2 事業用固定資産について受け取った保険金

被災した事業用固定資産について受け取る保険金は非課税となりますが、必要経費に算入される事業用固定資産に係る損失の金額の計算上その保険金の額を控除します。

(注) その受け取る保険金の額が、その損失額を超える場合には、その超える部分の金額も非課税となります。

【法令等】

所令 30 二、94①一

平成 23 年 5 月 16 日追加

9-6 災害損失特別勘定

問 災害損失特別勘定とはどのようなものですか。

(答)

事業を営む個人が、平成 23 年分において、大震災により被害を受けた被災事業資産(注)の修繕等のために、平成 24 年 1 月 1 日から同年 3 月 11 日(災害のあった日から 1 年を経過する日)までの間に支出すると見込まれる費用の適正な見積額を、災害損失特別勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額を事業所得等の金額の計算上必要経費に算入することが認められます。

(注 1) 「被災事業資産」とは、①個人の有する棚卸資産及び事業所得等を生ずべき事業の用に供する固定資産(契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除きます。)、②個人が賃借をしている資産若しくは販売等をした資産で契約によりその個人が修繕等を行うこととされているもの、③山林で災害により被害を受けたものをいいます。

(注 2) 「事業所得等」とは、不動産所得(不動産等の貸付けが事業として行われているものに限ります。)、事業所得及び山林所得をいいます。

災害損失特別勘定の内容は、以下のとおりです。

1 繰入年分

平成 23 年分

2 繰入対象となる修繕費等の額

被災事業資産の修繕等のために要する費用で、平成 24 年 1 月 1 日から同年 3 月 11 日(災害のあった日から 1 年を経過する日)までに支出すると見込まれる次の①から④に掲げる費用(以下「修繕費用等」といいます。))の見積額。

ただし、修繕費用等について、保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額が対象となります。

- ① 被災事業資産の取壊し又は除去のために要する費用
- ② 大震災により生じた土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- ③ 被災事業資産の原状回復のための修繕費(所得税基本通達 37-12 の 2((災害の復旧費用の必要経費算入))に定める被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。)
- ④ 被災事業資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用

3 災害損失特別勘定の取り崩し

被災事業資産に係る修繕費用等の額として、平成 24 年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額については、当該必要経費に算入した金額に相当する災害損失特別勘定の金額を取り崩し、平成 24 年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入しま

す。

また、平成24年12月31日において災害損失特別勘定の残額がある場合には、当該残額を平成24年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入します。

(注) 被災事業資産に係る修繕等がやむを得ない事情により平成24年12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額を有している場合には、所轄税務署長の確認を受けることで、その修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分まで、その取崩しを延長することができます。

【法令等】

諸費用通達2、4、5

平成23年6月21日追加

9-7 賃貸の用に供している建物の修繕費用

問 事務所に賃借している建物が、大震災により被害を受けたため、原状回復のための補修を行いました。この費用の取扱いはどうになりますか。

(答)

事業を営む個人が、賃借資産(賃借をしている土地、建物、機械装置等をいいます。以下同じです。)につき修繕等の補修義務がない場合においても、その賃借資産が大震災により被害を受けたため、その賃借資産の原状回復のための補修を行った場合は、その補修のために要した費用の額を修繕費として、事業所得等の金額の計算上、必要経費にすることができます。

なお、修繕等の補修義務がない賃貸をしている資産や販売をした資産につき補修のための費用を支出した場合においても、同様となります。

(注1) この取扱いにより修繕費として取り扱う費用の額は、災害損失特別勘定の繰入れの対象にはなりません。

(注2) 個人が、その修繕費の額として、必要経費に算入した金額に相当する金額につき賃貸人等から支払を受けた場合には、支払を受けた日の属する年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入します。

(注3) 個人が賃借しているリース資産が大震災により被害を受けたため、契約に基づき支払うこととなる規定損害金(免除される金額や平成23年12月31日までに実際に支払った金額を除きます。)について、平成23年分において必要経費に算入することができます。

【法令等】

諸費用通達9

平成23年6月21日追加

9-8 賃借権の放棄

問 居住の用に供するために賃借していたマンションが大震災により損壊したため、残りの賃借期間についてその賃借権を放棄しました。この場合、すでに支払った権利金の取扱いはどのようなになりますか。

(答)

大震災により、権利金を支払って賃借していた居住用の家屋が損壊したため、賃借権を放棄した場合におけるその権利金の被災時現在の未償却残額に相当する部分の金額については、雑損控除の対象となる損失額に含まれます。

(注) 「その権利金の被災時現在の未償却残額に相当する部分」とは、その権利金を繰延資産とみなして事業所得の金額の計算の例により償却することとした場合に被災時現在において残存する部分をいいます。

平成 23 年 6 月 21 日追加

10 損害賠償金の取扱い

問 クリーニング店を営んでいますが、大震災により、お客様から預かっていた衣装が滅失しました。このため、お客様に損害に対する賠償金を支払いましたが、この賠償金は事業所得の金額の計算上必要経費になりますか。

(答)

お客様に支払った損害賠償金は事業所得の金額の計算上必要経費になります。

また、災害により事業に関連して保管している第三者の物品について損害が生じた場合に支払う損害賠償金は、災害関連費用として被災事業用資産の損失の金額となることから、納税者の選択により、平成 22 年分又は平成 23 年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37、45、70③、所令 203、所基通 70－8 (2)

【農業所得関係】

11 農産物に生じた損失

問 収穫前、収穫後の作物が津波により流出しました。この場合の損失の金額の取扱いはどうになりますか。

(答)

収穫前、収穫後に関わらず、作物に係る損失の金額は、納税者の選択により、平成 22 年分又は平成 23 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その収穫前の作物に係る損失に関し共済金が支給された場合、その共済金は、平成 23 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなりますが、納税者が作物に係る損失の金額を平成 22 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入した場合には、その共済金は、その作物に係る損失の金額を限度として平成 22 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなります。

【法令等】

所法 37①、震災特例法 6 ①、震災特例令 5 ②

12 未収穫農作物に係る損失の金額の計算

問 未収穫農作物が流出した場合の損失の金額の計算方法はどのようにになりますか。

(答)

野菜等の立毛など未収穫の農作物が災害により枯死、倒伏、流出、冠水等をしたことにより、滅失した場合の損失の金額は、その農作物に係る種苗費の額並びに成熟させるために要した肥料費、労務費及び経費の額の合計額が、収穫できた部分の農作物の収穫時の価額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額となります。

なお、損失の金額を計算する場合の計算単位は、農作物の種類、ほ場の区分等により、その損失額を合理的に計算できる範囲を単位として差し支えありません。

【法令等】 所法 37①、所基通 70-3

13 農業用固定資産が滅失した場合

問 農業用機械、ビニールハウス等が大震災により滅失しました。この場合の損失の金額の取扱いはどうになりますか。

(答)

減価償却資産である農業用機械、ビニールハウス等が滅失した場合、その損失の金額(未償却残高)は、納税者の選択により、平成 22 年分又は平成 23 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 51①、震災特例法 6 ②

14 農業用固定資産を修繕した場合

問 農業用機械、ビニールハウス等が大震災により損壊したため修繕を行いました。この場合の修繕費用の取扱いはどうになりますか。

(答)

農業用機械、ビニールハウス等が損壊したため修繕した場合、その修繕費用(原状回復費用)は、その修繕費用の発生した日の属する年分の事業(農業)所得の金額の計算上必要経費に算入することとなります。

なお、その修繕費用を平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その修繕費用は、納税者の選択により、平成 22 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二ロ、震災特例法 6 ②

平成 23 年 5 月 13 日改訂

15 津波による田畑の被害

問 田畑が津波により浸水し、海水や泥が滞留しました。
この田畑について生じた損失の金額の取扱いはどうになりますか。

(答)

滞留した海水や泥を除去する費用や地質改良に要した費用(原状回復費用)は、その費用の発生した日の属する年の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その費用を平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その費用は、納税者の選択により、平成 22 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法、37①、70③、所令 203 二イ、震災特例法 6 ②

平成 23 年 5 月 13 日改訂

16 原子力発電所の事故による損失

問 原子力発電所の事故による災害により、農作物や原乳を廃棄した場合の損失の取扱いはどうになりますか。

(答)

震災特例法の対象となる「東日本大震災」については、「東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」と規定されており、福島県の原子力発電所事故による災害も対象となります。

したがって、例えば、原子力災害対策特別措置法に基づいて行なわれた避難指示や食品の出荷制限によって、廃棄を余儀なくされた農作物等の棚卸資産に係る損失など、地震や津波などによる事業用資産の滅失と同様の損失と認識できるものについては、棚卸資産について大震災により生じた損失の金額として震災特例法における被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等や純損失の繰越控除の特例などが適用されることとなります。

【法令等】

所法 37①、震災特例法 2 ①、6 ①

17 風評被害による損失

問 原子力発電所の事故に伴う風評被害により、農作物が出荷できない等の被害が生じているが、この損失も「原子力発電所の事故による災害」に含まれるのか。

(答)

1 いわゆる風評被害の震災特例法上の取扱いについては、損失の実態や、原子力損害賠償法の補償の範囲や指針などを踏まえ、その結論と整合的に取り扱うこととなるものと考えています。

(注) 例えば、原子力損害賠償法の補償の対象とされるなど、地震や津波などによる事業用資産の滅失と同様の損失と認識できるものについては、震災特例法における被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等や純損失の繰越控除の特例などが適用されることとなります。

2 なお、農業所得に係る所得税の計算に当たっては、収入金額から必要経費を控除して計算することになっているので、災害によってその収入金額が減少した場合や必要経費が増加した場合には、課税の対象となる所得金額は自動的に減少する仕組みになっています。

【法令等】

震災特例法 2 ①

平成 23 年 12 月 27 日改訂

【畜産業関係】

18 家畜の損失

問 家畜が大震災により死亡しました。
この場合の損失の金額の取扱いはどうになりますか。

(答)

- 1 棚卸資産である家畜が死亡した場合、その家畜に係る損失の金額は、納税者の選択により、平成 22 年分又は平成 23 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。なお、その死亡した家畜の損失に係る共済金が支給された場合、その共済金は、平成 23 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなりますが、納税者が家畜に係る損失の金額を平成 22 年分の事業(農業)所得の金額の計算上必要経費に算入した場合には、その共済金は、その家畜に係る損失の金額を限度として平成 22 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなります。
- 2 減価償却資産である家畜が死亡した場合、その損失の金額(未償却残高)は、納税者の選択により、平成 22 年分又は平成 23 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。なお、家畜の損失に係る共済金が支給された場合、その家畜に係る損失の金額からその共済金を控除した金額を必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 37①、51①、震災特例法 6 ①②、震災特例令 5 ②

平成 23 年 5 月 13 日改訂

19 畜産用固定資産の損失

問 畜産用車両、畜舎等が大震災により滅失しました。
この場合の損失の取扱いはどうになりますか。

(答)

減価償却資産である畜産用車両、畜舎等が滅失した場合、その損失の金額(未償却残高)は、納税者の選択により、平成 22 年分又は平成 23 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 51①、震災特例法 6 ②

20 畜産用固定資産の修繕

問 畜産用車両、畜舎等が大震災により損壊したため修繕を行いました。この場合、修繕費用の取扱いはどうになりますか。

(答)

畜産用車両、畜舎等が損壊したため修繕した場合、その修繕費用(原状回復費用)は、その修繕費用の発生した日の属する年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その修繕費用を平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その修繕費用は、納税者の選択により、平成 22 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二ロ、震災特例法 6 ②、震災特例令 6 ②

平成 23 年 5 月 13 日改訂

21 津波による牧場等の損失

問 家畜業に供している土地について、津波により海水や泥が滞留しました。
この土地について生じた損失の金額の取扱いはどうになりますか。

(答)

滞留した海水や泥を除去する費用や地質改良に要した費用(原状回復費用)は、その費用の発生した日の属する事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その費用を平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その費用は、納税者の選択により、平成 22 年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二イ、震災特例法 6 ②、震災特例令 6 ②

平成 23 年 5 月 13 日改訂

【漁業関係】

22 漁船等の損失

問 漁船、機械等が津波により滅失しました。
この場合の損失の金額の取扱いはどうになりますか。

(答)

漁船、機械等が滅失した場合、その損失の金額(未償却残高)は、納税者の選択により、平成 22 年分又は平成 23 年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 51①、震災特例法 6 ②

23 漁船等の修繕費用

問 漁船、機械等が津波により損壊したため修繕を行いました。この場合の費用の取扱いはどうになりますか。

(答)

減価償却資産である漁船、機械が損壊したため修繕した場合、その修繕費用(原状回復費用)は、その修繕費用の発生した日の属する年の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その修繕費用を平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その修繕費用は、納税者の選択により、平成 22 年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二ロ、震災特例法 6 ②、震災特例令 6 ②

平成 23 年 5 月 13 日改訂

第7 住宅借入金等特別控除の取扱い

1 住宅借入金等特別控除の取扱い(居住の用に供することができなくなった場合)

問 これまで住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が、大震災により倒壊し、居住の用に供することができなくなりました。平成23年分について住宅借入金等特別控除の適用は受けられますか。

(答)

居住の用に供していた家屋が災害により居住の用に供することができなくなった場合には、居住の用に供することができなくなった日まで引き続き居住の用に供していれば、その年については、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。したがって、平成23年分についても、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

この適用を受ける場合の住宅取得資金の借入金の年末残高等証明書(以下「残高等証明書」といいます。)は、災害により居住の用に供することができなくなった日の住宅借入金等の残高が証明されたものが必要です。

なお、金融機関等から住宅借入金等の年末予定額が記載された残高等証明書がすでに送付されている場合には、金融機関等に災害により居住の用に供することができなくなった日の住宅借入金等の残高が記載された年末残高等証明書の交付の申請をすることによりその交付を受けることができます。

今回の大震災に関しこの交付の申請を行えない場合には、お手許にある年末予定額の残高等証明書で住宅借入金等特別控除額を計算し、その適用を受けても差し支えありません。

(注) この場合、住宅借入金等特別控除額が少なく計算されることとなる場合があります。

【法令等】

措法41①

平成23年12月27日改訂

2 住宅借入金等特別控除の取扱い(一時的に居住の用に供していない場合)

問 これまで住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が大震災により一部損壊し、一時的に居住の用に供することができなくなりました。この場合、本年分及び残りの控除期間について住宅借入金等特別控除の適用は受けられますか。

(答)

大震災により、居住の用に供していた家屋の一部が損壊するなどして、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその住宅を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとして、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

【法令等】

措法 41①、措通 41－2 (2)

3 住宅借入金等特別控除等の適用期間に係る特例

問 これまで住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が、大震災により倒壊し、居住の用に供することができなくなりました。残りの控除期間について住宅借入金等特別控除の適用は受けられますか。

(答)

居住の用に供していた家屋が大震災によって居住することができなくなった場合には、居住できなくなった日まで引き続いて居住の用に供していれば、平成 23 年分については住宅借入金等特別控除が受けられます。

また、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が、大震災により滅失等し居住の用に供することができなくなった場合には、平成 24 年分以後の各年の 12 月 31 日において住宅借入金等を有するときは、その家屋について残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

【法令等】

震災特例法 13、措法 41、41 の 3 の 2

第8 義援金・見舞金等

1 災害義援金

問 大震災に関し、日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体に対して災害義援金を拠出した場合、この災害義援金は寄附金控除の対象となりますか。

(答)

個人が、大震災に際して募金団体に義援金等を寄附する場合には、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものである場合には、「国等に対する寄附金」として、寄附金控除の対象となる寄附金に該当します。

具体的には、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は「国等に対する寄附金」に該当するものとして取り扱われます。

(注) 直接、日本赤十字社、報道機関等に対して支出する義援金等で、最終的に地方公共団体に拠出されるものは、特段の確認手続きを要することなく、「国等に対する寄附金」に該当します。

【法令等】

所法 78②一、所基通 78－5

2 災害義援金の募集に係る確認手続き

問 ○○団体として災害義援金を募集し地方公共団体へ拠出したいと考えていますが、この場合、税務上どのような手続きが必要ですか。

(答)

日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体が募集する災害義援金等が、募金趣意書等により、最終的に地方公共団体が組織する義援金配分委員会等に対して拠出されることが明らかにされている場合には、その災害義援金等は国等に対する寄附金として寄附金控除の対象となる特定寄附金に該当します。

義援金等を募集する募金団体にあつては、募集する義援金等が国等に対する寄附金に該当するかどうかについて、最寄りの税務署の法人課税部門又は個人課税部門におたずね下さい。

なお、税務署では募金団体に対して拠出した義援金が最終的に地方公共団体に拠出されるものであるかどうか次の手続きにより確認します。

1 国内の災害に際して募金団体が募集する義援金等が地方公共団体に対する寄附金に該当するかどうかの確認、募金団体からの照会に対する対応の事務は、その緊急性、手続の簡素化等が求められていることにかんがみ、原則として、その募金団体の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長が行います。

2 募金団体から照会があった場合には、募金要綱、募金趣意書等により、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが明らかであるかどうかを確認した上で、地方公共団体に対する寄附金に該当することになる旨を回答します。

また、これと併せて、次の事項について確認を行います。

なお、募金団体と想定されるもので、その募金団体から寄附金等に関する取扱いにつき照会が行われていないもの(新聞報道等からでは、義援金等が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが明らかでないものを含みます。)を新聞報道等で把握した場合も、必要に応じ次の事項について確認を行います。

(1) 確認事項

- イ 募金団体の名称、代表者名、所在地
- ロ 募集した義援金等の受付の専用口座等
- ハ 募集した義援金等の拠出先等
- ニ 募金要綱、募金趣意書の有無等

(注) その義援金等が地方公共団体に対する寄附金であることを明記した募金要綱、募金趣意書のあることが望ましいですが、募金団体が募金要綱や募金の趣旨等を新聞紙上等で広く一般に周知している場合は、これを確認することにより募金要綱、募金趣意書の有無の確認に代えて差し支えありません。

ホ 預り証等の発行の有無等

(注) 義援金等の受付の専用口座へ振り込む場合を除き、地方公共団体に対する寄附金である旨を明記した預り証等を発行することが望ましいですが、募金活動終了後に新聞紙上

に募金者の氏名等を掲載することとしている場合には、その旨を確認することにより預り証等の発行の有無の確認に代えて差し支えありません。

(2) 事後報告事項

募金活動を終了した場合には、(1)の確認を行った税務署長に対して義援金配分委員会等が受領したことを証する書類の写し及び収支報告書を提出します。

(注) 収支報告書を新聞紙上に掲載すること等により広く一般に周知する場合は、これにより収支報告書の提出に代えて差し支えありません。

【法令等】

所基通 78－5、事務運営指針(平成 14 年 2 月 25 日付課法 2－3 ほか 1 課共同「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について」(事務運営指針))

3 見舞金を受け取った場合

問 大震災後、友人、知人から見舞金を受け取りましたが、この見舞金の課税はどのようなになりますか。

(答)

個人が、友人や知人から見舞金や義援金を受け取った場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

【法令等】

所法 9 十六、十七、所令 30 三、所基通 9-23、相基通 21 の 3-9

3-2 日本赤十字社からの義援金の配分を受けた場合

問 日本赤十字社が募集している義援金の配分を受けました。この受け取った義援金の課税関係はどうなりますか。

(答)

被災者の方が、日本赤十字社等が募集する東日本大震災義援金の配分を受けた場合は、所得税法上、非課税となります。

なお、この配分を受けた義援金は、資産の損害の補てんを目的とするものではないことから雑損控除における損失額の計算上、その金額を控除する必要はありません。

(注) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく「災害弔慰金」、被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援金」についても非課税となります。

【法令等】

所令 30 三、災害弔慰金の支給等に関する法律 6、被災者生活再建支援法 21

平成 23 年 5 月 16 日追加

4 震災関連寄附の税制上の措置

問 大震災に関する寄附金に係る税制上の措置はどのようなものがありますか。

(答)

震災関連寄附をする団体等に応じ、寄附金控除の特例又は税額控除が受けられます。

団 体 等	寄附金控除の特例(所得控除) ※大震災に関連するもの	税額控除 ※被災者支援活動に充てられるもの
国	○	×
被災地域の地方公共団体 (注1)	○	×
指定寄附金① (認定NPO法人) (注2)	○	○
指定寄附金② (共同募金会連合会) (注3)	○	○
指定寄附金③ (その他(文化財修復など)) (注4)	○	×

(注1) 被災地域の地方公共団体とは、東日本大震災により著しい被害(被災者生活再建支援法施行令第1条各号に規定する被害をいいます。)を受けた地方公共団体をいいます。

(注2) 認定NPO法人に対する寄附金については、東日本大震災による被災者に対する救護活動等に必要な資金に充てるものとして財務大臣が指定し所轄国税局長が確認したものは寄附金控除の特例又は税額控除のいずれかを選択できます。

(注3) 社会福祉事業に関する民間奉仕活動を行う団体等が行う平成23年東北地方太平洋沖地震又は長野県北部(※)の地震による被災者の救護活動等に必要な資金に充てるもので、社会福祉法人中央共同募金会に対して支出された寄附金は、寄附金控除の特例又は税額控除のいずれかを選択できます。

※ 平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震をいいます。

(注4) 公益法人等に対する寄付金で東日本大震災により滅失又は損壊したためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるためのものについて財務大臣が指定した寄附金は、寄附金控除のみの対象となります。

【法令等】

震災特例法8、震災特例令10

平成23年5月13日改訂

5 震災関連寄附金の具体的計算

問 平成 23 年 4 月 1 日に被災地域の地方公共団体に 250 万円の寄附をしました。

この寄附のほか 100 万円の震災関連寄附金以外の特定寄附金を支払いました。なお、平成 23 年分の所得金額は 500 万円です。

(答)

寄附金控除額の計算は次によります。

$$\begin{array}{l} \text{寄附金控除額} = \\ \left[\begin{array}{cc} \text{震災関連寄附金以外の} & \text{震災関連寄附金} \\ \text{寄附金の額の合計額}(\text{※1}) & + \text{の額の合計額} \end{array} \right] - 2,000 \text{ 円} \\ \qquad \qquad \qquad \underbrace{\hspace{10em}}(\text{※2}) \end{array}$$

※1 所得金額の 40%相当額を限度とします。

※2 所得金額の 80%相当額を限度とします。

具体的には、

- (1) 震災関連寄附金以外の寄附金の額

100 万円 < 所得金額 500 万円 $\times$ 40% = 200 万円

⇒ 震災関連以外の寄附金の額 100 万円

- (2) 寄附金控除額の計算

震災関連寄附金以外の寄附金の額 100 万円 + 震災関連寄附金の額 250 万円 = 350 万円

350 万円 $\leq$ 所得金額 500 万円 $\times$ 80% = 400 万円

⇒ 350 万円

350 万円 $-$ 2,000 円 = 3,498,000 円が寄附金控除額となります。

【法令等】

所法 78、震災特例法 8

平成 23 年 6 月 21 日改訂

6 災害見舞金に充てるための同業者団体等の分担金

問 加入している同業者組合では、組合員が災害にあった場合に、災害見舞金に充てるために組合員から分担金を集めています。今回の大震災においてこの分担金を支払いましたが、この支出した金額は必要経費になりますか。

(答)

業務を営む個人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について大震災により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出する分担金等は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されます。

【法令等】

所基通 37－9 の 6

第9 申告手続き等

1 手続き等を行う税務署

問 避難所等に避難していますが、還付等の手続きはどこで受け付けてもらえますか。

(答)

納税地を所轄する税務署の管轄外に避難されている方からの(国税に関する)ご相談や申告等の手続きについては、避難所等の最寄りの税務署においても受け付けています。

2 手続きに必要なもの

問 雑損控除又は災害減免法による税金の軽減免除を受けるための手続きには、どのようなものが必要ですか。

(答)

雑損控除又は災害減免法による税金の軽減免除を適用し所得税の軽減を受けるための計算をするために、次の①から⑤までの書類等をご用意します。なお、手続きをスムーズに行うため、市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書を持参していただくようお願いいたします。

- ① 被害を受けた資産の明細(資産内容、取得時期、取得価額等)が分かるもの
 - ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細の分かるものとその領収書
 - ③ 被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額が分かるもの
 - ④ 所得金額の計算に必要な書類(給与所得者の場合には「給与所得の源泉徴収票」)
 - ⑤ 既に確定申告を行った方で更正の請求により雑損控除の特例又は災害減免法の特例の適用を受ける場合には、その申告書の控え
- なお、これらの書類がない場合には、税務署窓口でその旨お話しください。

3 添付書類が手許にない場合

問 給与所得の源泉徴収票が津波により流出しました。給与所得の源泉徴収票は確定申告書に添付が必要とされていますが、確定申告等の手続きはどのようにしたらよいですか。

(答)

給与所得者が雑損控除等の適用を受けるために確定申告を行う場合には、確定申告書等に源泉徴収票を添付することが必要とされています。

源泉徴収票を津波により紛失した場合には、給与の支払者に再発行を請求していただく必要がありますが、再発行を請求できない場合や、その給与の支払者も大震災により被害を受け源泉徴収票を再発行しうる状況にない場合には、税務署窓口でご相談ください。

【法令等】

所法 120③、所令 262③

4 帳簿書類の喪失(所得税確定申告)

問 津波により帳簿書類が流出してしまいましたが、申告(決算)はどのように行えばよいのでしょうか。

(答)

所得税法上、事業所得の金額は、その年分の総収入金額から必要経費の額を差し引いて計算することとされており、その計算は、原則として記帳記録等に基づいて行うこととされています。

津波により帳簿書類が流出し、所得計算ができない場合などには、例えば、その前年分の所得金額を参考にしたり、取引先に取引内容を照会するなど合理的な方法により所得計算を行うこととなります。

前年分の所得計算の内容を参考とする場合には、所轄税務署で決算書等の閲覧をすることができます。

なお、避難所等に避難されている場合には、その最寄りの税務署にご相談ください。

(注) 申告を行った後に、帳簿書類等が確認でき、その帳簿書類等に基づき正しい税額等が算出できた場合には、これを基に申告額を訂正(更正の請求又は修正申告)してください。

平成 23 年 6 月 24 日改訂

〔問 申告するに当たって、決算書等の写し(コピー)をとることは可能でしょうか。〕

(答)

納税者の方が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要がある場合には、税務署に提出されている申告書等の閲覧をすることが可能です。

さらに、災害等により申告書等のみならず帳簿書類等も消失している場合などについては、り災証明書等により災害を受けた事実を確認した上で、閲覧に加え、申告書等の作成に必要な部分について、無料でコピーの交付を行っています。

なお、避難所等に避難されている場合には、その最寄りの税務署でお手続きをしてください。

5 帳簿書類の喪失(青色申告の特典)

問 青色申告書を提出する事業所得者ですが、大震災により帳簿書類をなくした場合、青色申告の特典は認められますか。

(答)

所得税法上、青色申告者には、一定の記帳と帳簿書類の保存が義務付けられている一方、青色申告特別控除などの所得計算上の特典を受けることができます。

ところで、大震災により帳簿書類を喪失された青色申告者についても、大震災前までは、所定の帳簿書類を備え付け、記帳し、保存していたものと考えられますから、そのような方が何らかの合理的な方法により所得計算をして申告される場合には、原則として青色申告の特典は認められるものと解されます。

【法令等】

所法 148、57 ほか

6 帳簿書類の喪失(消費税仕入税額控除)

問 帳簿書類を大震災により喪失しましたが、消費税額の計算上、仕入税額控除の適用は受けられますか。

(答)

ご質問の場合は、災害その他やむを得ない事情により帳簿及び請求書等を保存できなかった場合に該当しますので、帳簿及び請求書等の保存がない課税仕入れについても、仕入税額控除は認められます。

【法令等】

消法 30⑦ただし書

7 一般課税から簡易課税への変更

問 帳簿書類が大震災により破損・滅失してしまいましたが、消費税の申告に当たり、一般課税から簡易課税への変更は可能ですか。

(答)

指定日までに消費税課税事業者選択(不適用)届出書又は消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書を提出した場合には、それらの届出書の本来の提出時期(適用を受けようとする課税期間の初日の前日)までに提出されたものとみなして、被災した日を含む課税期間以後の課税期間について、その適用を受けること(又はやめること)ができます。

詳しくは、「東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ 消費税法の特例に関するお知らせ」(消(個)01)をご覧ください。

【法令等】

震災特例法 42

平成 23 年 5 月 13 日改訂

8 雑損控除の特例を受けるための手続き

問 雑損控除の特例を受けるための手続きはどのようになりますか。

(答)

雑損控除の特例を適用するための手続きは、次のとおりです。

1 「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の記入

生活に通常必要な資産について、大震災により被害を受けた場合の損失額は、その損失が生じた時の時価を基礎として計算することとされていますが、大震災により被害を受けた生活に通常必要な資産のうち、住宅、家財及び車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、この明細書を使用して損失額の合理的な計算方法により損失額を計算します。

(注) 次の場合には、「平成 年分 雑損失の金額の計算書」も併せて使用すると便利です。

- ① 大震災に係る雑損失以外の雑損失がある場合
- ② 損失額の合理的な計算方法以外の方法で住宅等の損失額を計算する場合
- ③ 災害関連支出がある場合

2 確定申告書等への記入

(1) 平成 22 年分の確定申告書を提出していない場合

平成 22 年分の確定申告書を提出していない場合には、雑損控除額等を記載した平成 22 年分の確定申告書を提出します。

この場合、平成 22 年分の所得金額から雑損控除額が引ききれるときは、その方の所得の種類に応じ「申告書 A」又は「申告書 B」を使用します。

(注)「申告書 A」は、申告する所得が給与所得や公的年金等・その他の雑所得、総合課税の配当所得、一時所得だけの方が使用できます(予定納税額のある方は申告書 B を使用します。)。

また、平成 22 年分の所得金額から雑損控除額が引ききれず、平成 23 年分以後雑損失の繰越控除を適用する場合には、「申告書 B」とあわせて「申告書第四表」を使用します。

(2) 平成 22 年分の確定申告書を既に提出している場合

平成 22 年分の確定申告書を大震災前に既に提出している場合には、震災特例法の施行日から起算して 1 年を経過する日までに、更正の請求をすることにより雑損控除の特例の適用を受けることができます。「更正の請求書」を提出し、その内容が正当であったときは、その内容が税務署から通知されます。

(注 1) 上記の計算書は国税庁ホームページに掲載しています。なお、税務署にも用意しています。

(注 2) 確定申告書の記載方法は、「平成 22 分所得税の確定申告の手引き A 用(B 用)」をご覧ください。

9 雑損控除の特例を受けるための申告書の記載方法

問 雑損控除の特例の適用を受けるためには、その適用を受ける旨を申告書に記載することとされていますが、どのように記載すればよいですか。

(答)

雑損控除の特例の適用を受ける場合には、平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨の記載をしなければなりません。

具体的には、申告書第二表の「雑損控除」の「損害の原因」欄に「東日本大震災」と記載しているか「損害年月日」欄に「23. 3. 11」と記載しているなど、平成 22 年分の雑損控除の対象とした損失額が大震災により生じたことが明らかにされていれば、この特例の適用を受けようとする旨の記載があるものとして取り扱われます。

また、確定申告書に「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」が添付されていれば、この特例の適用を受けようとする旨の記載があったものとして取り扱われます。

【申告書第二表（B用）】

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項				第二表 (平成)
① 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	
	東日本大震災	23. 3. 11	住宅、家財、車両	
	損害金額	円 保険金などで補てんされる金額	円 雑損控除の適用を受ける金額	
	22,559,254	6,000,000		
② 医療費控除	支払医療費	円 療養費などで		

【法令等】

震災特例法 4、所法 72

10 特定雑損失の繰越控除を受ける旨の記載方法

問 雑損控除の特例を適用して平成 22 年に引ききれず、平成 23 年分以後に繰り越す特定雑損失が生じました。この特定雑損失を翌年以後に繰り越すための申告書への記載方法はどのようなになりますか。

(答)

平成 23 年分以降に繰り越す雑損失のうち、平成 22 年特定雑損失金額がある場合には、その金額を申告書第四表に以下のとおり記載します。

【申告書第四表(二)】

本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額	㉞	円
本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額	㉟	円
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	㉡	円
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	㉢	円
1 うち、平成 22 年特定雑損失の金額 5,000,000 円		
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	㉣	円
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	㉤	円

【法令等】

震災特例法 5、所法 71

11 災害減免法の特例を受けるための申告書の記載方法

問 災害減免法の特例の適用を受けるためには、この適用を受ける旨、被害の状況、損害金額を申告書等に記載することとされていますが、どのように記載すればよいですか。

(答)

申告書第一表の「災害減免額・外国税額控除」欄の災害減免額を○で囲みます。

また、災害減免法による税金の軽減免除を受ける場合には、「損失額の明細書」を確定申告書に添付することとされています。

震災特例法における災害減免法の特例の適用を受けるためには、この適用を受ける旨、被害の状況、損害金額を申告書等に記載することとされています。

この適用を受ける場合で、損害金額が住宅又は家財の価額が2分の1を超えるか否かを判断するため、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」や「雑損失の金額の計算書」を使用した場合には、それを確定申告書に添付することによりこれらの要件を満たすこととして取り扱われます。

【法令等】

震災特例法 49、災免法 2

平成 23 年 6 月 21 日訂正

12 被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受けるための手続き

問 被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受けるための手続きはどのようなになりますか。

(答)

(1) 平成 22 年分の確定申告書を提出していない場合

平成 22 年分の確定申告書を提出していない場合には、平成 22 年分の確定申告書を提出します。

この場合、被災事業用資産の損失が必要経費に算入された「青色申告決算書」又は「収支内訳書」を申告書と一緒に提出します。

また、平成 22 年分被災純損失金額を翌年以後繰り越す場合には、申告書第四表及び「平成 22 年分の所得税の__申告書(損失申告用)付表」も併せて提出します。

(2) 平成 22 年分の確定申告書を既に提出している場合

平成 22 年分の確定申告書を大震災前に既に提出している場合には、被災事業用資産の損失が必要経費に算入された「青色申告決算書」又は「収支内訳書」と「更正の請求書」を提出し、その内容が正当であったときは、その内容が税務署から通知されます。

また、平成 22 年分被災純損失金額を翌年以後繰り越す場合には、申告書第四表及び「平成 22 年分の所得税の__申告書(損失申告用)付表」も併せて提出します。

(注 1) 確定申告書や青色申告決算書等は国税庁ホームページに掲載しています。なお、税務署にも用意しています。

(注 2) 確定申告書等の記載方法は、「所得税の確定申告の手引き B 用」や「確定申告の手引き(損失申告用)」、「青色申告決算の手引き」などをご覧ください。

13 被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受ける旨の記載方法

問 被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等の適用を受ける場合、その適用を受ける旨及びこれらの規定により必要経費に算入する金額を記載することとなっていますが、具体的にはどのように記載しますか。

(答)

被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受けようとする方は、平成 22 年分の青色申告決算書又は収支内訳書の「◎本年中の特殊事情」欄に、例えば、「被災棚卸資産の損失額〇〇円」、「被災固定資産の損失額〇〇円」などと記載することによって、この要件を満たすものとして取り扱われます。

【例：青色申告決算書 3 ページ（右下）】

◎本年中における特殊事情

被災棚卸資産の損失額 ●●円

被災固定資産の損失額 ●●円

【法令等】

震災特例法 6、所法 70

14 住宅借入金等特別控除の適用期間の特例の手続き

問 住宅借入金等特別控除の適用期間の特例を受けるための手続きはどのようになりますか。

(答)

この特例の適用を受ける場合は、通常の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるための手続きと同じです。

年末調整でこの控除を受けるための「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」(以下「控除証明書」といいます。)又は「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「控除申告書」といいます。)が税務署から送付され、お手許にある場合は、引き続きその証明書又は申告書を使用できます。また、その証明書又は申告書が消失した場合には、税務署で再交付が受けられますので、最寄りの税務署におたずねください。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下「残高等証明書」といいます。)が消失した場合には、金融機関にその再交付を申請してください。

(注) 金融機関から交付を受ける残高等証明書は、各年の12月31日現在の住宅借入金等の金額が記載されています。

【参考】(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けるための添付書類等

	確定申告書を提出する方	年末調整で控除を受ける方
適用を受ける最初の年分	以下の書類を申告書と一緒に提出します。 ○必要事項を記入した「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書」 ○残高等証明書、家屋の登記事項証明書、売買契約書などの書類	
2年目以降の年分	以下の書類を申告書と一緒に提出します。 ○必要事項を記入した「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書」 ○残高等証明書	○控除証明書(2年目:控除申告書と一緒にあります。)、控除申告書(3年目以降) ○残高等証明書

【法令等】

措法41⑮、41の2の2、41の3の2

15 震災関連寄附金の添付書類

問 震災関連寄附金に係る寄附金控除又は税額控除を受ける場合にはどのようなものが必要ですか。

(答)

- 1 震災関連寄附金について、寄附金控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告書にこの控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、震災関連寄附金の明細書並びに震災関連寄附金を受領した旨（震災関連寄附金である旨を含みます。）、震災関連寄附金の額及び震災関連寄附金を受領した年月日を証する書類の提示又は添付をする必要があります。

(注)「**震災関連寄附金**」とは、国又は被災地域の地方公共団体に対する寄附金及び大震災に関連する指定寄附金をいいます。

- 2 特定震災指定寄附金について、税額控除の適用を受ける場合には、確定申告書にこの控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及び特定震災指定寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類(その特定震災指定寄附金を支出した者の氏名及び住所の記載があるものに限りします。)を確定申告書に添付する必要があります。

- ① その寄附金の額
- ② その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
- ③ その寄附金が、震災関連寄附金である旨及び被災者支援活動の資金に充てられるものである旨
- ④ その寄附金を受領した法人の名称

(注)「**特定震災指定寄附金**」とは、震災関連寄附金のうち、大震災の被災者の救援又は生活再建の支援を行う活動に必要な資金に充てられる寄附金(認定NPO法人(その募集に際し国税局長の確認を受けたものに限りします。))又は社会福祉法人中央共同募金に対して支出するものに限られ、上記1の適用を受けるものを除きます。)をいいます。

【法令等】

震災特例規則2、所規47の2③

平成23年6月21日改訂

発行番号 _____ 号

寄 附 受 領 書

(寄附者)

住所

名称

殿

寄附金の額	金															円
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記のとおり寄附金を受領しました。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 ○○○○

代表社員 ○○○○

印

上記の金額は、東日本大震災による被災者に対する救援活動等に必要な資金に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年○月○日付財務省告示第○号）で別添のとおり所轄国税局長より確認を受けたものに該当するものです。

(注) 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この受領書が必要となりますので相当期間大切に保存してください。

なお、公益法人等が募集する東日本大震災により滅失又は損壊したためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるためのものについて財務大臣が指定した寄附金は、寄附金控除のみの対象となります。

16 納税証明書の手数料

問 大震災により財産に相当な損失を受け、その復旧資金の借入れのために使用する納税証明書の交付手数料は必要ですか。

(答)

納税証明書の交付請求者が、①災害によりその所有する財産について相当な損失を受け、かつ、②復旧に必要な資金の借入れのために使用する証明書を請求する場合は、交付手数料の納付は必要ありません。

なお、上記の「財産について相当な損失を受けた」ことの確認に当たっては、「被災明細書」や市町村などが発行する「り災(被災)証明書」により行うこととしていますが、「被災明細書」や「り災(被災)証明書」の提出が困難な場合は、その状況を税務署が十分お聴きし、その状況を判断して納税証明書の交付を行うこととしています。

【法令等】

通法 123②、通令 42④

Ⅲ 参考編

別表1 地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)

別表1 地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)

	木 造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄 骨 造
	千円	千円	千円	千円
北海道	148	188	146	177
青 森	139	134	263	166
岩 手	143	222	183	175
宮 城	146	146	167	177
秋 田	137	135	190	166
山 形	146	23	134	154
福 島	149	143	199	172
茨 城	154	204	179	186
栃 木	155	145	170	177
群 馬	157	136	193	181
埼 玉	159	229	217	195
千 葉	161	198	211	196
東 京	178	256	247	235
神奈川	170	257	221	224
新 潟	155	49	161	178
富 山	154	215	166	158
石 川	156	190	189	170
福 井	151	103	173	173
山 梨	166	286	263	179
長 野	166	161	207	177
岐 阜	156	43	182	184
静 岡	165	203	186	198
愛 知	165	154	181	198
三 重	165	—	169	197
滋 賀	156	154	171	196
京 都	168	228	173	199
大 阪	160	172	188	188
兵 庫	159	198	191	192
奈 良	163	146	181	198
和歌山	152	111	217	194
鳥 取	152	—	114	175
島 根	157	—	183	169
岡 山	162	—	181	185
広 島	157	217	180	188
山 口	158	—	179	186
徳 島	139	191	176	165
香 川	151	280	170	168
愛 媛	146	140	157	176
高 知	154	61	152	181
福 岡	149	150	160	183
佐 賀	147	—	159	180
長 崎	141	189	168	180
熊 本	142	132	147	175
大 分	147	156	152	180
宮 崎	129	126	143	168
鹿児島	138	143	143	162
沖 縄	154	161	167	196
全国平均	158	214	198	195

参考:「建築統計年報 平成22年度版」(国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室)を基に、
国税庁において計算しました。

別表2 家族構成別家財評価額

別表3 被害割合表

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円加算、子供1名につき80万円加算

別表3 被害割合表

区 分	被 害 区 分		被 害 割 合		摘 要
			住 宅	家 財	
損 壊	全壊・流出・埋没・倒壊 (倒壊に準ずるものを含む)		% 100	% 100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半 壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一 部 破 損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸 水	床 上 1.5m以上	平 屋	80 (65)	100 (100)	・ 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用する。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用する。 ・ 床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用する。 ・ 二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいう。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1m以上 1.5m未満	平 屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm以上 1m未満	平 屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm未満	平 屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用する。

◎被災した住宅、家財等の損失額の計算書

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住 所 _____

氏 名 _____

損害年月日	・ ・	損害の原因	
住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算			
住 宅 の 種 類			
住 宅 の 区 分	平屋・二階建・その他 ()	平屋・二階建・その他 ()	
住 宅 の 構 造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄筋コンクリート・鉄骨造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄筋コンクリート・鉄骨造	
住 宅 の 取 得 年 月	平成 年 月	平成 年 月	
住 宅 の 床 面 積	㎡	㎡	
被 害 の 区 分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm	
浸 水 時 間	時間	時間	
土 砂 (海 水) の 流 入	有 ・ 無	有 ・ 無	
1 住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住 宅 の 取 得 価 額	①	円
	(2) (1) 以 外 の 場 合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円
	(①・②) × 0.9 × 償却率 × 経過年数 () (年)	③	
	被災直前の時価相当額 ((①・②) - ③)	④	
	損害額 (④ × 被害割合 (_____%))	⑤	
	保険金などで補てんされる金額	⑥	
	差 引 損 失 額 (⑤ - ⑥)	⑦	
2 家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	円
	(2) 家 族 構 成 別 家 財 評 価 額 (世帯主の年齢 _____ 歳 : 夫婦 ・ 独身	⑨	円
	(1)以 外 の 場 合	⑩	大人 1,300,000 円 × _____人 = _____円 子供 800,000 円 × _____人 = _____円 計 _____円
	被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪	円
	損害額 ((⑧・⑪) × 被害割合 (_____%))	⑫	
	保険金などで補てんされる金額	⑬	
	差 引 損 失 額 (⑫ - ⑬)	⑭	
3 車 両 の 損 失 額	普 通 ・ 軽 の 区 分	普 通 ・ 軽	普 通 ・ 軽
	取 得 年 月	年 月	年 月
	車 両 の 取 得 価 額	⑮	円
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 () (年)	⑯	
	被災直前の時価相当額 (⑮ - ⑯)	⑰	
	損害額 (⑰ × 被害割合 (_____%))	⑱	
	保険金などで補てんされる金額	⑲	
差 引 損 失 額 (⑱ - ⑲)	⑳		
損 失 額 の 合 計 (⑦ + ⑭ + ㉑)		㉑	

書 き 方

1 この計算書は、東日本大震災による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。

2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。
- (2) 「損害の区分」欄： 「東日本大震災」などと記入します。
- (3) 「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。
なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、()内に「○階建て」又は「地下階あり」と記載してください。
- (4) 「住宅の取得年月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。
- (5) 「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。
- (6) 「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。
なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。
- (7) 「浸水時間」欄： 浸水した時間を記載してください。
- (8) 「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。
- (9) 「住宅・家財等の損失額の計算」欄
 - イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。
住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)により、住宅の取得時期及び取得価額が明らかなでない場合に(2)により計算してください。
 - ロ 「2 家財の損失額」欄： 被災した家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)により、家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかなでない場合は(2)により計算してください。
なお、(1)による場合は、別紙「災害を受けた家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。
 - ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに、それぞれ記載してください。
なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - ニ 「保険金などで補てんされる金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払いを受ける場合に、その支払いを受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。
 - ホ 「③」及び「⑫」欄： 償却率は、通常の耐用年数に1.5を乗じた年数(1年未満の端数がある場合は切り捨てます)に応じた率を使用します。耐用年数の1.5倍の年数をすべて経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。
経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
また、中古資産についての使用する耐用年数及び償却率は税務署におたずねください。

参考1：住宅の構造別耐用年数表

構 造	耐用年数	1.5倍した年数	償却率
木造	22年	33年	0.031
木骨モルタル造	20年	30年	0.034
(鉄骨)鉄筋コンクリート造	47年	70年	0.015
金属造①(※1)	19年	28年	0.036
金属造②(※2)	27年	40年	0.025

※1…軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

※2…軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

参考2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5倍した年数	償却率
普通自動車	6年	9年	0.111
軽自動車	4年	6年	0.166

(別 紙)

被災した家財の個別明細書

(この用紙は、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の2(1)を計算する場合に使用します。)

[illegible]

◎記載例 1（翌年に繰り越す特定雑損失の金額が生じる場合）

設例 給与所得者ですが、雑損控除の特例を適用し、平成 22 年分の所得で雑損控除の適用を受ける場合、確定申告書などの書き方はどうなりますか。

給与収入：7,140,000 円（給与所得：5,226,000 円）、源泉徴収税額：169,100 円

一時所得の金額：1,007,000 円（課税対象額：503,500 円）

所得控除：2,559,520 円

東日本大震災による損害金額：22,559,754 円、保険金などで補てんされる金額：6,000,000 円

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住所 〇〇市 〇〇町 X-X-X

氏名 国枝太郎

損害年月日	平成 23 年 3 月 11 日	損害の原因	東日本大震災
住宅・家財等の損失額の計算			
住宅の種類	住居		
住宅の区分	平屋・ 一部 ・その他（ ）	平屋・二階建・その他（ ）	
住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造		
住宅の取得年月	平成 4 年 3 月	平成 年 月	
住宅の床面積	120 m ²	m ²	
被害の区分	全壊・ 半壊 ・一部破損・床上浸水	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊・一部破損・床上浸水	
浸水時間	時間	時間	
土砂（海水）の流入	有・無	有・無	
1 住宅の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額 ① 円 (2) (1) 以外の場合 1m ² 当たりの工事費用×総床面積 ② 158 千円/m ² × 120 m ² = 18,960,000 円 ((1)・(2)) × 0.9 × 償却率 × 経過年数 (0.031) (19 年) ③ 190,506.96 被災直前の時価相当額 ((1)・(2)) - ③ ④ 8,909,304 損害額 (④ × 被害割合 (100%)) ⑤ 8,909,304 保険金などで補てんされる金額 ⑥ 4,000,000 差引損失額 (⑤ - ⑥) ⑦ 4,909,304		
2 家財の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記) ⑧ 円 (2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 40 歳 : 1 人 ・独身) ⑨ 11,000,000 (1) 以外の 生計を一にする親族による加算額 大人 (18 歳以上の者) 1 人につき 1,300,000 円 ⑩ 大人 1,300,000 円 × 人 = 円 子供 (18 歳未満の者) 1 人につき 800,000 円 ⑪ 子供 800,000 円 × 2 人 = 1,600,000 円 計 1,600,000 円 被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩) ⑫ 12,600,000 損害額 ((⑨・⑩) × 被害割合 (100%)) ⑬ 12,600,000 保険金などで補てんされる金額 ⑭ 2,000,000 差引損失額 (⑬ - ⑭) ⑮ 10,600,000		
3 車両の損失額	普通・軽の区分 (普通)・軽 取得年月 平成 20 年 4 月 年 月 車両の取得価額 ⑯ 1,500,000 円 ⑯ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 (0.111) (3 年) ⑰ 449,550 被災直前の時価相当額 (⑯ - ⑰) ⑱ 1,050,450 損害額 (⑱ × 被害割合 (100%)) ⑲ 1,050,450 保険金などで補てんされる金額 ⑳ 0 差引損失額 (⑱ - ⑳) ㉑ 1,050,450 損失額の合計 (⑦ + ⑮ + ㉑) ㉒ 16,559,754		

【確定申告をする場合】

税務署長 3年 0月 0日 平成 22 年分の所得税の確定 申告書B FA0026			
住所 〒XXXX-XXXX		フリガナ コクセ イ タロウ	
氏名 国税 太郎		性別 男	
職業 会社員		雇用主の氏名 国税太郎 本人	
生年月日 3 42 11 16		電話番号 XXX-XXXX-XXXX	
平成23年1月1日の住所 同上		特種表示 番号	

収入金額等	事業等 ⑦		税 金 の 計 算	課税される所得金額 (①-⑥)又は第三表 上の⑥に対する税額又は第三表の⑥	26	000
	業 業 ⑧			配 当 控 除	27	0
	不 動 産 ⑨			区 28		
	利 子 ⑩			(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	30	
	配 当 ⑪			政党等寄附金特別控除	31	
	給 与 ⑫	7140000		電子証明書等特別控除	35	
	公的年金等 ⑬			差引所得税額 (⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮)	36	0
	雑 ⑭			源泉徴収税額	39	169100
	短 期 ⑯			申告納税額 (⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮)	40	169100
	長 期 ⑰			予定納税額 (第1期分・第2期分)	41	
一 時 ⑱	1007000	第3期分 納める税金 (⑩-⑪)	42	00		
所得金額	事業等 ①		そ の 他	配 当 控 除	43	169100
	業 業 ②			配偶者の合計所得金額	44	
	不 動 産 ③			専従者給与控除の合計額	45	
	利 子 ④			青色申告特別控除額	46	
	配 当 ⑤			雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	47	
	給 与 ⑥	5226000		未納付の源泉徴収税額	48	
	雑 ⑦			本年分で差し引く繰越損失	49	
	総合課税・一時 (②+③+④)×1/4	508500		平均課税対象金額	50	
	合 計 ⑧			変動・臨時所得金額 区 51		
	雑 損 控 除 ⑩			申告期限までに納付する金額	52	00
所得から差し引かれる金額	医療費控除 ⑪		延 納 届 出 額	延 納 届 出 額	53	000
	社会保険料控除 ⑫			還受 00	還受 00	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑬			郵便局 等 預金 普通 当座 定期 貯蓄		
	生命保険料控除 ⑭			名 等		
	地震保険料控除 ⑮			口座番号 XXXXX		
	寄附金控除 ⑯			税理士 署名押印		
	寡婦・寡夫控除 ⑰	0000		電話番号		
	勤労学生・障害者控除 ⑱	0000		税理士法第30条の書面提出有		
	配偶者控除 ⑲	0000		税理士法第33条の書面提出有		
	配偶者特別控除 ⑳	0000		整理 区分 A B C D E F G H I J K		
扶養控除 ㉑	0000	管理 番号				
基礎控除 ㉒	380000					
合 計 ㉓	380000					

F A 0 0 7 0

住所
〒000-0000
00市△△町X-XX-X
コペイタロウ
国祝太郎

○ 所得の内訳（源泉徴収税額）

所得の種類	権利・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
給与	〇〇産業株式会社	7140,000	169100
④ 源泉徴収税額の合計額			169,100 円

○ 事業専従者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額	円
氏名					
生年月日	年・大 月・日				
氏名					
生年月日	年・大 月・日				
氏名					
生年月日	年・大 月・日				
		④ 専従者給与(控除)額の合計額			円

○ 特例適用条文等

○ 特別學(公務員令等以外)、総合課程の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の 生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円
一時	生命保険金	3620,000	2113,000	1507,000

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

調査の理由		調査年月日		調査を受けた資産の種類など	
東日本大震災		23.3.11		住宅、家財、車両	
損害金額		円 保険金などで 補てんされる 金		円 受取金額の うち災害関連 支出の金額	
22,559,254		6,000,000			
① 特定資産		円		円	
支払医療費		保険金などで 補てんされる金額			
② 社会保険の種類		支払保険料		③ 掛金の種類	
源泉徴収票 964,520		円		支払掛金	
				④ 等 額 共 済 金 会 費 共 済 金	
合 計		964,520		合 計	
⑤ 一般の保険料の計		円		⑥ 地震保険料の計	
源泉徴収票 964,520				源泉徴収票 964,520	
⑦ 個人年金保険料の計				⑧ 地震被害保険料の計	
⑨ 寄附先の 所在地・名称				寄附金	
⑩ 大規模 災害 等		□ 募財(募夫)控除		□ 勤労学生控除	
		□ 死 別 □ 生 死 不 明 □ 離 婚 □ 未 婚 過		(学校名)	
⑪ 配偶者 等		氏 名			
⑫ 配偶者の氏名		生年月日		☑ 配偶者控除	
国税 良子		明・大 昭・平 42.7.20		□ 配偶者特別控除	
扶養親等の氏名		続柄		控除額	
国税 一郎		子		明・大 昭・平 12.3.10 38 万円	
国税 二郎		子		明・大 昭・平 13.6.1 38	
				明・大 昭・平 . . .	
				明・大 昭・平 . . .	
				⑬ 扶養控除額の合計	
				26 万円	

○ 住民税・事業税に関する事項

給与・公的年金等に係る所得以外(平成23年4月1日において 15歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択		☐ 給与から差引き ☐ 自分で納付	
住 民 税	配当に関する住民税の特例 ☐ 非居住者の特例 ☐ 配当割額控除額 ☐ 株式等譲渡所得割額控除額		
	寄附金 税額控除額	都道府県、市区町村分 市町村の共同基金等 田舎支用金分	円 税 額 特 定 分
	別居の控除対象配偶者・扶養親族 ・事業専従者の氏名・住所		
	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名	住所 円
	非課税所得など 番号		
非課税所得など 所得金額			円
損益通算の特例適用前 の控除額所得 不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額 事業用資産の譲渡損失など			円
前年中の贈(施)業 贈与・廃止			月 日 ☐ 他都道府県の事務所

第二表 (平成二十二年分以降用) ○第二表は、第一表と結び提出してください。○源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申請書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などにはってください。

第一	
----	--

平成 22 年分の所得税の確定 申告書 (損失申告用)

FA0051

住所 (又は 事業所 等所在地)	〇〇市△△町X-X-X	フリガナ 氏 名	コクビイタロウ 国枝太郎
---------------------------	-------------	-------------	-----------------

番号		一連 番号	
----	--	----------	--

第四表 (一) (平成二十二年分以降用)

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)				⑤4 5,226,000		円	
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	⑥ 必要経費等	⑦ 差引金額 (④ - ⑥)	⑧ 特別控除額	⑨ 損失額又は所得金額
B 譲渡	短期	分離譲渡	円	円	円		円
		総合譲渡			円	円	円
	長期	分離譲渡	円	円	円		円
		総合譲渡			円	円	円
	一時				1,507,000	500,000	1,007,000
C 山林			円				円
D 退職				円	円		円
E 株式等の譲渡	未公開分						円
	上場分						円
	上場株式等の配当			円	円		円
F 先物取引							円
特例適用条文							

2 損益の通算

所得の種類	④ 通算前	⑤ 第1次通算後	⑥ 第2次通算後	⑦ 第3次通算後	⑧ 損失額又は所得金額	
A 経常所得	⑤4 5,226,000	第1次 5,226,000	第2次 5,226,000	第3次 5,226,000	5,226,000	
B 譲渡	短期 総合譲渡	⑤5	第1次	第2次	第3次	
	長期 分離譲渡 (特定損失額)	⑤7 △	第1次	第2次	第3次	
	長期 総合譲渡	⑤8	第1次	第2次	第3次	
	一時	⑤9 1,007,000	第1次 1,007,000	第2次 1,007,000	第3次 1,007,000	503,500
	C 山林	⑥0	第1次	第2次	第3次	⑥0
D 退職		⑥1	第1次	第2次	第3次	
損失額又は所得金額の合計額					⑥6 5,729,500	

調査	整理
----	----

平成 22 年分の所得税の確定 申告書 (損失申告用)

FA0056

3 翌年以後に繰り越す損失額

番号

青色申告者の損失の金額		㉔	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		㉕	円
変動所得の損失額		㉖	円
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の要因
	山林以外	営業等・農業	被害年月日
	山林	不動産	被害金額
	山林	山林	保険金などで補てんされる金額
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		㉗	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		㉘	円

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	㉙前年分までに引ききれなかった損失額	㉚本年分で差し引く損失額	㉛翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(㉙-㉚)
A 前年 (3年前)	純損失	山林以外の所得の損失	円	円
	雑損失	山林所得の損失		
	雑損失	変動所得の損失		
	雑損失	被災事業用資産の損失		
	雑損失	山林以外		
	雑損失	山林		
B 前年 (2年前)	純損失	山林以外の所得の損失		
	雑損失	山林所得の損失		
	雑損失	変動所得の損失		
	雑損失	被災事業用資産の損失		
	雑損失	山林以外		
	雑損失	山林		
C 前年 (前年)	純損失	山林以外の所得の損失		
	雑損失	山林所得の損失		
	雑損失	変動所得の損失		
	雑損失	被災事業用資産の損失		
	雑損失	山林以外		
	雑損失	山林		
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		㉜	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額		㉝	円	
本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額		㉞	円	

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額 ㉟ 5729500 円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額 ㊱ 10257304 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 ㊲

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ㊳

頁数 整理欄

第四表(二) (平成二十二年分以降用) ○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

【更正の請求をする場合】更正の請求書に該当事項を記入します。



この欄には
蓋印を
してください。

通達日付印の年月日	確認印	一連番号	番 号
年 月 日			

平成 22 年分所得税の更正の請求書

00 税務署長 住所 00市△△町△-△△-△ 職業 全社員
23年 0月 0日 提出 氏名 国税 太郎 電話 番号 XXX-XXXX-XXXX

平成 22 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的と なった申告又は 処分の種類	平成 22 年分所得税の確定申告	申告書を出した日、処分の 通知を受けた日又は請求の 目的となった事実が生じた日	23年 2月16日
----------------------------	------------------	---	-----------

更正の請求をする理由、 請求をするに至った事情 の詳細、添付した書類等	東日本大震災による損害に付した雑損控除の特例を受けるため 平成 22 年特定雑損失の金額：10,573,044円
---	---

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

		申告し又は 処分の通知 を受けた額	請 求 額			申告し又は 処分の通知 を受けた額	請 求 額
総合課税の 所得金額	給与	522,600円	522,600円	税 額	④に対する金額	219,400円	0円
	一時	503,500	503,500		⑤に対する金額		
					⑥に対する金額		
					計	219,400	0
	合 計	① 522,600			配当・股息・雑 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除		
※		②			政支等寄附金特別控除		
※		③			住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良 住宅新築等特別税額控除		
所得から 差し引か れる金額	雑損控除				電子証明書等特別控除		
	小規模企業共済等掛金	96,520			差引所得税額	219,400	0
	生命保険料控除	50,000			災害減免額		
	地震保険料控除	21,000			外国税額控除		
	障害者、寡婦、 寡夫、勤労学生控除				源泉徴収税額	169,100	169,100
	配偶者控除	380,000			申告納税額	50,300	216,910
	配偶者特別控除				予定納税額		
	扶養控除	2人 760,000	人		(第1期分・第2期分)		
	基礎控除	380,000	380,000		第3期分	納める税金	50,300
	合 計	2,559,520	380,000		の税額	還付される金	169,100
課税される額	①に対する金額	④	316,900		加算税	申告加算税	
	②に対する金額	⑤				重加算税	
	③に対する金額	⑥					

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「上場株式等の分離配当所得」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)		(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)	
還付される税金	00	本店・支店	貯金口座の 記号番号
の受取場所	00 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店	(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)
	普通 預金 口座番号 XXXXXXXX		

◎記載例 2（平成 22 年の所得で雑損控除が控除しきれる場合）

設例 給与所得者ですが、雑損控除の特例を適用し、平成 22 年分の所得で雑損控除の適用を受ける場合、確定申告書などの書き方はどうなりますか。

給与収入：7,140,000 円（給与所得：5,226,000 円）、源泉徴収税額：169,100 円

所得控除：2,559,520 円

東日本大震災による損害金額：1,781,861 円、保険金などで補てんされる金額：500,000 円

被災した住宅、家財等の損失額の計算書			
住所		007-4407X-XX-X	
氏名		国枝太郎	
損出年月日	23.3.11	被害の原因	東日本大震災
住宅・家財等の損失額の計算			
住宅の種類	1 住居		
住宅の区分	平屋・ <u>1階</u> ・その他（ ）	平屋・二階建・その他（ ）	
住宅の構造	<u>木造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造	
住宅の取得年月	平成 4 年 3 月	平成 年 月	
住宅の床面積	120 m ²	m ²	
被害の区分	全壊・流出・崩壊・倒壊・半壊 <u>一部破損</u> ・床上浸水	全壊・流出・崩壊・倒壊・半壊 一部破損・床上浸水	
浸水時間	時間	時間	
土砂（海水）の流入	<u>有</u> ・無	有・無	
1 住宅の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額 ① 円 (2) (1) 以外の場合 1m ² 当たりの工事費用×総床面積 ② $158 \text{ 千円/m}^2 \times 120 \text{ m}^2 = 18,960,000 \text{ 円}$ (①・②)×0.9×償却率×経過年数 (2020.19 年) ③ 10,050,696 被災直前の時価相当額 ((①・②)-③) ④ 8,909,304 損害額 (④×被害割合 (20%)) ⑤ 1,781,861 保険金などで補てんされる金額 ⑥ 500,000 差引損失額 (⑤-⑥) ⑦ 1,281,861		
2 家財の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記) ⑧ 円 (2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 歳：夫婦・单身) ⑨ 円 (3) 生計を一にする親族による加算額 大人 (18歳以上の者) 1人につき 1,300,000 円 ⑩ 大人 1,300,000 円× 人 = 円 子供 (18歳未満の者) 1人につき 800,000 円 ⑪ 子供 800,000 円× 人 = 円 被災直前の時価相当額 (⑨+⑩) ⑫ 円 損害額 ((⑧・⑫)×被害割合 (%)) ⑬ 円 保険金などで補てんされる金額 ⑭ 円 差引損失額 (⑬-⑭) ⑮ 円		
3 車両の損失額	普通・軽の区分 取得年月 年 月 普通・軽 普通・軽 車両の取得価額 ⑯ 円 円 ⑯×0.9×償却率×経過年数 () (年) ⑰ 円 被災直前の時価相当額 (⑯-⑰) ⑱ 円 損害額 (⑱×被害割合 (%)) ⑲ 円 保険金などで補てんされる金額 ⑳ 円 差引損失額 (⑲-⑳) ㉑ 円 損失額の合計 (⑦+⑮+㉑) ㉒ 1,281,861		

00 税務署長
23年 9 月 0 日

平成 22 年分の所得税の確定申告書 A

FA0016

住所 (又は居所)	〒 XXXX-XXXX-XX	フリガナ	コクセ イ タロウ
氏名	国税太郎	性別	男
生年 月日	3421116	世帯主との続柄	本人
平成23年 1月1日 の住所	同上	電話番号	宅・勤務先・携帯 XXX-XXXX-XXXX

第一表 (平成二十二年分以降用)

収入金額等		(単位は円)		課税される所得金額 (5 - 21)		1907000		
雑	給 与 ⑦	7140000		税	上の21に対する税額 ②2	95350		
	公的年金等 ⑧				金	配 当 控 除 ②3		
	そ の 他 ⑨					の	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ②4	
配 当 ⑩			計	政党等寄附金特別控除 ②5				
一 時 ⑪				算	住宅取得等特別控除 ②6			
給 与 ①	5226000				の	電子証明書等特別控除 ②9		
雑 ②			計			差引所得税額 (22-23-24-25-26-29) ③0	95350	
配 当 ③				算		災害減免額 ③1		
一 時 ④					の	源泉徴収税額 ③2	169100	
合 計 (①+②+③+④) ⑤	5226000		他			申告納税額 納める税金 (33-34-35) ③3	00	
社会保険料控除 ⑥				延		還付される税金 ③4	73750	
小規模企業共済等掛金控除 ⑦					納	配偶者の合計所得金額 ③5		
生命保険料控除 ⑧			の			雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 ③6		
地震保険料控除 ⑨				出		未納付の源泉徴収税額 ③7		
寡婦・寡夫控除 ⑩	0000				延	申告期限までに納付する金額 ③8	00	
勤労学生・障害者控除 ⑪	0000		納			延 納 届 出 額 ③9	000	
配偶者控除 ⑫	0000			の		延 納 届 出 額 ③9	000	
配偶者特別控除 ⑬	0000				延	延 納 届 出 額 ③9	000	
扶 養 控 除 ⑭	0000		納			延 納 届 出 額 ③9	000	
基 礎 控 除 ⑮	0000			の		延 納 届 出 額 ③9	000	
⑥から⑮までの計 ⑯	2559520				延	延 納 届 出 額 ③9	000	
雑 損 控 除 ⑰	759261		納			延 納 届 出 額 ③9	000	
医 療 費 控 除 ⑱				の		延 納 届 出 額 ③9	000	
寄 附 金 控 除 ⑲					延	延 納 届 出 額 ③9	000	
合 計 (⑯+⑰+⑱+⑲) ⑳	3318781		納			延 納 届 出 額 ③9	000	

税 理 士
(署名押印 電話番号)

税理士法第30条の書面提出有 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有 ☐

区分異動管理納管 事務 住民 雑算

平成 22 年分の所得税の確定申告書 A

番号

FA0060

住所 〇〇市 △△町 X-X-X

フリガナ タロウ 国税太郎

○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	〇〇産業株式会社	7120,000	169,100
		⑤源泉徴収税額の合計額	169,100

○ 雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

○ 特例適用条文等

○ 住民税に関する事項

給与・公的年金等に係る所得以外 (平成23年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の所得に係る住民税の徴収方法の選択 ☐ 給与から差引き ☐ 自分で納付

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当割額控除額

香附金 都道府県、市区町村分 円 条例 都道府県 円
税額控除 住所の共同基金金 指定分 市区町村 円
日 香 度 部 分

別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険の種類	支払保険料	⑦ 掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除		小規模企業共済等掛金控除	
合計		合計	
⑧ 一般の保険料の計		⑨ 地震保険料の計	
個人年金保険料の計		延長期間等保険料の計	

本人扶養控除 ☐ 寡婦 (寡夫) 控除 ☐ 勤労学生控除 ☐

(☐ 死別 ☐ 生死不明) (☐ 離婚 ☐ 未婚遺)

学校名

氏名

配偶者の氏名 生年月日 ☐ 配偶者控除 ☐ 配偶者特別控除

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額

	親・大	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大
	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大
	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大
	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大
	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大
	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大	昭・大

⑭ 扶養控除額の合計

⑮ 災害の原因 被害年月日 被害を受けた資産の種類など

東日本大震災 23.3.11 住宅

損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
1,781,861	500,000	0

⑯ 支払医療費 円 保険金などで補てんされる金額

⑰ 寄附先の所在地・名称 寄附金

一通 署名

◎記載例 3（被災事業用資産に係る損失額について、平成 22 年分の必要経費に算入し、生じた純損失の金額を平成 23 年以降繰り越す場合）

設例 青色申告をしている事業者ですが、今回の震災により事業用資産である倉庫が滅失しました。被災事業用資産の損失について特例を適用し、平成 22 年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する場合、確定申告書などの書き方はどうなりますか。

事業収入：33,082,400 円、事業所得：△1,406,973 円

被災事業用資産の被災直前の簿価：3,000,000 円

保険金で補てんされる金額：1,800,000 円

平成 22 年分の純損失の金額の内訳

被災純損失金額：3,000,000（直前の簿価）－1,800,000（補てんされる金額）＝1,200,000 円
被災純損失金額 ⇒ 繰越 5 年可能

被災純損失金額以外の金額：1,406,973（純損失の金額）－1,200,000（被災純損失金額）＝206,973 円
被災純損失金額以外 ⇒ 繰越 3 年可能

翌年以後に繰り越す損失額については、「平成 22 年分の所得税の確定申告書（損失申告用）付表（東日本大震災の被災者の方用）」に記載します。

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額					下記以外の純損失金額		㉔	△ 206,973 円
					平成 22 年被災純損失金額		㉔'	△ 1,200,000
居住用財産に係る通算後繰越損失の金額							㉕	
変動所得の損失額							㉖	
被災事業用資産の損失額	山林以外	営業等・農業	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	A 損害金額	B 保険金などで補填される金額	C 差引損失額 (A-B)
		倉庫	東日本大震災	23.3.11	3,000,000	1,800,000	㉗	1,200,000 円
	山林	不動産	うち 根拠資産震災損失額				㉗'	
			うち 固定資産震災損失額				㉗''	1,200,000
							㉗'''	
	山林	山林	うち 固定資産震災損失額				㉗''''	
							㉗'''''	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額					下記以外の純損失金額		㉘	
					平成 22 年被災純損失金額		㉘'	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額					下記以外の純損失金額		㉙	
					平成 22 年被災純損失金額		㉙'	

F A 0 0 2 6

第一表 (平成二十二年分以降用)

成	成
高	高
金	金
三	三
字	字
上	上
六	六
十	十
五	五
二	二
一	一

(税理士 署名押印 電話番号)					
租税士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有			
整理欄	区分				
	異動				
	管理				

平成 22 年分の所得税の確定申告書B

FA0070

住所 00市△△町X-XX-X
氏名 コツロイ タロウ
氏名 国税 太郎

○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	項目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円

⑤ 源泉徴収税額の合計額 円

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(送附)額 円
氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(送附)額 円
氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(送附)額 円
氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(送附)額 円
氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(送附)額 円

⑥ 専従者給与(送附)額の合計額 円

○ 特例適用条文等

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	項目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

① 雑損控除
被害の原因 被害年月日 被害を受けた資産の種類など
被害金額 円 保険金などで補てんされる額 円 被害を受けた資産の種類など 円

② 医療費控除
支払医療費 円 保険金などで補てんされる金額 円

③ 社会保険料控除
社会保険の種類 支払保険料 円
国民健康保険 548500
国民年金 359160
合計 907260

④ 一般の借入料の計 268000 円
借入金等借入料の計 円

⑤ 寄附金の控除
寄附先の所在地・名称 寄附金 円

⑥ 配偶者の扶養控除
配偶者の氏名 生年月日 明大 42.7.20
氏名 国税 良子
扶養親族の氏名 続柄 生年月日 明大 12.3.10
氏名 国税 一郎 子
氏名 国税 二郎 子
合計 76 万円

○ 住民税・事業税に関する事項

給与・公的年金等に係る所得以外(平成23年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択 ☐ 給与から差引き ☐ 自分で納付

⑦ 住民税
配当に関する住民税の特例 円
非居住者の特例 円
配当割額控除額 円
株式等譲渡所得割額控除額 円
課税標準、市区町村区分 円 市町村 円
課税標準、市区町村区分 円 市町村 円

⑧ 事業税
別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名・住所 氏名 住所
所得額で控除対象配偶者などとした専従者 氏名 住所
非課税所得など 円
借入金等借入料の計 円
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 円
事業用資産の譲渡損失など 円
前年中の開始(廃止) 開始・廃止 月 日 他都道府県の本事務所等

第二表 (平成二十二年分以降適用) 第二表は、第一表と二欄に提出してください。○源泉徴収税額、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書を添付しなればならない事項は添付書類台紙などによってください。

一連番号

平成 22 年分の所得税の確定申告書 (損失申告用)

FA0051

住所 (又は事業所等) 00市△△町X-XX-XX	フリガナ 氏名 コウセイ タロウ 国税 太郎
---------------------------------	---------------------------------

番号										一連 番号
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)				⑤ 1,406,973	
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	⑥ 必要経費等	⑦ 差引金額 (④-⑥)
B 雑所得	短期	分離課税		円 ②	円
		総合課税			円 ③
	長期	分離課税	円	円 ④	円
		総合課税			円 ⑦
	一時				円 ⑧
C 山林			円		円 ⑩
D 退職				円	円 ⑪
E 株式等の 譲渡	未公開分				円 ⑫
	上場分				円 ⑬
	上場株式等 の配当			円	円 ⑭
F 先物取引					円 ⑮
特例適用条文					

2 損益の通算

所得の種類	④ 通算前	⑥ 第1次通算後	⑦ 第2次通算後	⑧ 第3次通算後	⑨ 損失額又は所得金額
A 経常所得	⑤ 1,406,973	⑥ 1,406,973	⑦ 1,406,973	⑧ 1,406,973	⑨ 1,406,973
B 雑所得	⑤ 総合課税	1 次	2 次	3 次	
	⑤ 分離課税 (特定損失)	△			
	⑤ 総合課税				
	⑤ 一時				
C 山林	⑩				⑩
D 退職		⑪			
損失額又は所得金額の合計額					⑨ 1,406,973

通算	控除額
----	-----

第四表 (平成二十二年分以降用)

平成 22 年分の所得税の確定申告書 (損失申告用) 付表

(東日本大震災の被災者の方用)

住 所 又は 事業所 事務所 居所など	00市△△町×-××-×	フリガナ 氏名	コウゼイ タロウ 国税 太郎
---------------------------------	--------------	------------	-------------------

この付表は、震災特例法第6条(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」に代えて使用します。

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		下記以外の純損失金額	㉔	△ 206,973 ^円				
		平成 22 年被災純損失金額	㉔'	△ 1,200,000				
居住用財産に係る通算後繰越損失の金額			㉕					
変動所得の損失額			㉖					
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	A 損害金額	B 保険金などで補填される金額	C 差引損失額 (A-B)	
	山林以外	倉庫	東日本震災	23.3.11	3,000,000	1,800,000	㉗ ^円 1,200,000	
		うち 棚卸資産震災損失額					㉗'	
		うち 固定資産震災損失額					㉗''	1,200,000
	不動産			..			㉘	
		うち 固定資産震災損失額					㉘'	
	山林			..			㉙	
		うち 固定資産震災損失額					㉙'	
	山林所得に係る被災事業用資産の損失額		下記以外の純損失金額	㉚				
			平成 22 年被災純損失金額	㉚'				
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		下記以外の純損失金額	㉛					
		平成 22 年被災純損失金額	㉛'					

平成 22 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

住所	00市00町X-X-X	氏名	国税 太郎	事務所所在地	
事業所所在地	00市XX町X-X	電話番号	00-XX-XXXX-XXXX	氏名(名称)	
業種名	00卸売	業号	00商会	加入団体名	00青色申告会

平成 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (譲取入を含む) ①	33082400	消耗品費 ⑪	150012	貸倒引当金 ⑭	98363
②	5067508	減価償却費 ⑫	924265	⑮	
仕入金額 ③	23864900	福利厚生費 ⑬	108988	⑯	
小計 ④	28932408	給料賃金 ⑭	3552000	計 ⑰	98363
期末商品(製品) ⑤	6100008	外注工賃 ⑮		専従者給与 ⑱	
差引増減 ⑥	22832400	利子割引料 ⑯	199908	貸倒引当金 ⑲	158771
差引金額 ⑦	10250000	地代家賃 ⑰	4132000	⑳	
⑧		貸倒金 ⑱		計 ㉑	158771
租税公課 ⑨	139000	除却損 ㉒	1200000	青色申告特別控除の繰越金額 (22-21) ㉓	Δ1406973
税金運賃 ⑩	78225			青色申告特別控除額 ㉔	
水道光熱費 ㉕	194775			所得金額 ㉕	Δ1406973
旅費交通費 ㉖	80600			(22-20)	
通信費 ㉗	136909			●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告 特別控除」の項を認んでください。	
広告宣伝費 ㉘	118700	雑 費 ㉙	300092	●下の欄には、書かないでください。	
接待交際費 ㉚	156091	計 ㉛	11596565	①	
損害保険料 ㉜	42200	差引金額 ㉞	Δ1346565	②	
修繕費 ㉝	82800			③	

◎記載例 4（平成 22 年分の所得で生じた純損失の金額を、平成 21 年分に繰戻す場合）

設例 青色申告をしている事業者ですが、今回の震災により事業用資産である倉庫が滅失しました。被災事業用資産の損失について特例を適用し、平成 22 年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入し、生じた純損失の金額について、平成 21 年分の所得に繰戻して還付請求を行う場合の繰戻し還付請求書の書き方はどうなりますか。

22 年分 事業所得の収入金額：33,082,400 円、事業所得の金額：△1,406,973 円

被災事業用資産の被災直前の簿価：3,000,000 円

保険金で補てんされる金額：1,800,000 円

21 年分 課税総所得金額：1,290,000 円

○平成 22 年分の純損失の金額の内訳

被災純損失金額：3,000,000（直前の簿価）－1,800,000（補てんされる金額）＝1,200,000 円
被災純損失金額 ⇒ 繰戻 1 年可能
⇒ 繰越 5 年可能

被災純損失金額以外の金額：1,406,973（純損失の金額）－1,200,000（被災純損失金額）＝206,973 円
被災純損失金額以外 ⇒ 繰戻 1 年可能
⇒ 繰越 3 年可能

21 年に繰り戻す純損失の金額については、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書（東日本大震災の被災者の方用）」に記載します。

なお、繰戻す純損失の金額のうちに、被災純損失金額と被災純損失金額以外の純損失がある場合には、被災純損失金額以外の純損失をまず平成 21 年分の課税総所得金額から控除します。

○平成 21 年分に繰り戻す純損失の金額の内訳

被災純損失金額以外の金額：206,973 円

被災純損失金額：1,290,000（前年課税総所得金額）－206,973（被災純損失金額以外）＝1,083,027 円

○平成 23 年分に繰り越す純損失の金額

被災純損失金額：1,200,000－1,083,027＝116,973 円
被災純損失金額 ⇒ 繰越 5 年可能

※ これらの純損失の繰戻し還付請求書は、確定申告書、修正申告書又は更正の請求書と同時に提出します。また、繰戻し還付請求書に記載された被災純損失金額等の金額は、翌年以降の確定申告等の際に必要となりますので、大切に保管してください。



この欄には
印を捺す
こと

郵便物の送付日付印の年月日	鑑 認 印	索引番号	番 号
年 月 日			

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

(東日本大震災の被災者の方用)

〇〇 税務署長 住所 〇〇市△△町×-××-× 職業 〇〇卸売
年 〇 月 〇 日 提出 フリガナ 国税 太郎 電話番号 XX-XXXX-XXXX

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還 付 請 求 金 額

(下の還付請求金額の計算書の②の金額)

64,500 円

純損失の金額の生じた年分 22 年分

純損失の金額を繰り戻す年分 21 年分
(繰戻しの金額が生じた前年分を記します。)

この純損失の金額について、既に繰り
戻しによる還付を受けた事実の有無

有・無

還 付 請 求 金 額 の 計 算 書 [書き方は底面に 説明してあります。]

					金 額							金 額		
平成22年度の 分金の 額の	A 純損失の 金額	総 所 得	変動所得	下記以外 ①	円	B Aに の繰 り戻 す 前年 金 分	総 所 得	変動所得	下記以外 ④	円				
				被災純損失 ①'					被災純損失 ④'					
			その他	下記以外 ②				206,973	その他				下記以外 ⑤	206,973
				被災純損失 ②'				1,200,000					被災純損失 ⑤'	1,083,027
		山林所得		下記以外 ③		山林所得		下記以外 ⑥						
			被災純損失 ③'				被災純損失 ⑥'							
	前 年 分 の 課 税	C 所得金額 課税される	総 所 得 ⑦	1,290,000	繰 戻 し 額 控 除 の 税 額	E 繰戻し後の 課税所得金額	総 所 得 ⑩	0						
			山 林 所 得 ⑧				山 林 所 得 ⑪							
			退 職 所 得 ⑨				退 職 所 得 ⑫							
		C D に対する税額	⑦に対する税額 ⑩	64,500	F Eに対する税額	⑩に対する税額 ⑬	0							
⑧に対する税額 ⑪				⑪に対する税額 ⑭										
⑨に対する税額 ⑫				⑫に対する税額 ⑮										
計 ⑬			64,500	計 ⑯		0								
源泉徴収税額を 差し引く前の所得税額 ⑭		64,500	純損失の金額の繰戻し による還付金額 (②-①)と④のいずれか少ない方の金額		⑮	64,500								

税理士
署名押印
(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

千円未満の端数は切
り捨ててください。

還 付 さ れ る 税 金
の 受 取 り 場 所

(銀行等の口座に振込みを希望する場合)

〇〇 銀行 本店 〇〇 出張所 本店・支所
普通 預金 口座番号 XXXXXXXX

(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)

貯金口座の
記 号 番 号

(郵便局の窓口等での受取りを希望する場合)

郵便局

設例 青色申告をしている事業者ですが、今回の震災により棚卸資産である商品及び事業用資産である倉庫が滅失しました。被災事業用資産の損失について特例を適用し、平成 22 年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入した更正の請求を行う場合の更正の請求書の書き方はどうなりますか。

22 年分 事業所得の収入金額：36,542,800 円、事業所得の金額：4,649,127 円
(青色申告特別控除 10 万円控除後)

被災事業用資産の被災直前の簿価：3,000,000 円

保険金で補てんされる金額：800,000 円

棚卸資産震災損失額：4,200,000 円

棚卸資産震災損失額 : 4,200,000 円

また、棚卸資産損失金額について、保険金等により補てんされる金額がある場合には、平成22年分の総収入金額に算入します。

固定資産震災損失額 : 3,000,000 - 800,000 = 2,200,000 円
(直前の簿価) (補てんされる金額)

△ 1,650,873 円

被災純損失金額 ⇒ 繰越5年可能

この欄には
印かないで
ください。

通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	一連番号	番 号
--------------------	-----	------	-----

平成 22 年分所得税の更正の請求書

〇〇 税務署長 住所 〇〇市△△町X-XX-X 職業 〇〇卸売
年 X 月 X 日 提出 フリガナ コウセイ タロウ 氏名 国税 太郎 電話番号 XX-XXXX-XXXX

平成 22 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的と なった申告又は 処分の種類	平成22年分所得税確定申告	申告書を提出した日、処分の 通知を受けた日又は請求の 目的となった事実が生じた日	年 月 日
更正の請求をする理由。 請求をするに至った事情 の経緯、添付した書類等	東日本大震災による棚卸資産毀損損失による特別法の適用のため		

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

		申告し又は 処分の通知 を受けた額	請 求 額			申告し又は 処分の通知 を受けた額	請 求 額
総合課税の 所得金額	事業	4,649,127 ^円	4,650,873 ^円	税	④に対する金額	156,800 ^円	0 ^円
				額	⑤に対する金額		
					⑥に対する金額		
					計	156,800	0
	合 計	① 4,649,127	4,650,873	配当・控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除			
※		②		政党等寄附金特別控除			
※		③		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良 住宅新築等特別税額控除			
所得から 差し引か れる金額	雑損控除			電子証明書等特別控除			
	生命保険料控除	50,000		差引所得税額	156,800	0	
	医療保険料控除	12,000		災害減免額			
	障害者、寡婦、 寡夫、勤労学生 控除			外国税額控除			
	配偶者控除			源泉徴収税額			
	配偶者特別控除			申告納税額	156,800	0	
	扶養控除	2人 760,000	人	予定納税額 (第1期分・第2期分)	121,200	121,200	
	基礎控除	380,000	380,000	第3期分 の税額			
	合 計	2,105,260	380,000	納める税金 還付される金	35,600	412,200	
	①に対する金額	④ 2,543,000	0	申告加算税			
※	②に対する金額	⑤		重加算税			
※	③に対する金額	⑥					

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金 の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	〇〇 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・信協 本所・支所 普通預金 口座番号 XXXXXXXX	貯金口座の 記号番号 (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

平成 22 年分の所得税の ^{更正の請求} 申告書 (損失申告用) 付表

(東日本大震災の被災者の方用)

住 所 又は 事業所 事務所 居所など	00市△△町×-××-×	フリガナ 氏名	コウセイ タロウ 国税 太郎
---------------------------------	--------------	------------	-------------------

この付表は、震災特例法第6条(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」に代えて使用します。

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		下記以外の純損失金額		⑩	円		
		平成 22 年被災純損失金額		⑩'	4,650,873		
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				⑪			
変動所得の損失額				⑫			
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	A 損害金額	B 保険金などで補填される金額	C 差引損失額 (A-B)
	山林以外	商品、倉庫	東日本大震災	23・3・11	7,200,000	800,000	⑬ 6,400,000
		営業等・農業	うち 棚卸資産震災損失額		⑬'	4,200,000	
		うち 固定資産震災損失額		⑬''	2,200,000		
	不動産			・			⑭
		うち 固定資産震災損失額		⑭'			
	山林			・			⑮
		うち 固定資産震災損失額		⑮'			
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		下記以外の純損失金額		⑯			
		平成 22 年被災純損失金額		⑯'			
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		下記以外の純損失金額		⑰			
		平成 22 年被災純損失金額		⑰'			

住所	00市△△町 X-X-X	〒番号 店名	〒0000 0000 国税本局	事務所所在地	
事業所所在地	00市 XX町 X-X-X	電話番号 (市外)	店名 0000-XXXX-XXXX	氏名 (名称)	
業種名	00小売業 店名 00商店	別荘名 別荘住所	00青色申告会	電話 備考	

平线 年 角 柱

摘 錄 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)									
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
売上(収入)金額 (種別入を含む)	36542800	酒 類 品 費	151233	貸 倒 引 当 金	98363		
減価償却費(固定資産)	5059425	雑 費 償 却 費	924265				
仕入金額	26249120	福利厚生費	109100				
小 計(②+③)	31306545	料 理 費 金	2552000				
固定資産(④+⑤)	6090045	外 注 工 賃					
繰上償却(⑥-⑦)	25216500	利子割引料	37593				
正 引 金 額 (⑧-⑨)	11326300	地 代 家 賃	132000				
電 報 公 通	139500	貸 倒 金	82700				
料 理 運 賃	98520	雑 費 償 却 費	4200000				
水 道 光 熱 費	194892	固定資産売却益	2000000				
旅 費 交 通 費	80540						
通 信 費	136821						
広 告 宣 伝 費	118900						
保 険 交 納 費	156131						
前 払 保 険 料	42200						
貯 蓄 費	82800						